

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	経済のデジタル化に伴う国際課税ルール見直しの動向—デジタル課税とグローバル・ミニマム課税の新たな枠組み—
他言語論題 Title in other language	Trends in the Review of International Taxation Rules in the Context of Digitalization of the Economy: New Framework for Digital Taxation and Global Minimum Tax
著者 / 所属 Author(s)	佐藤 良 (SATO Ryo) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 財政金融課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	859
刊行日 Issue Date	2022-7-20
ページ Pages	83-107
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	OECD 及び G20 を中心に、国際課税ルールを経済のデジタル化に対応させるための議論が進められてきた。本稿では、見直しの背景や経緯、2021 年 10 月最終合意の概要等を整理する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

経済のデジタル化に伴う国際課税ルール見直しの動向 —デジタル課税とグローバル・ミニマム課税の新たな枠組み—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
財政金融課 佐藤 良

目 次

はじめに

I 国際課税ルール見直しの背景と経緯

- 1 背景
- 2 経緯

II 2021年10月最終合意の概要

- 1 第1の柱
- 2 第2の柱
- 3 2021年10月最終合意をめぐる論評

III デジタルサービス税をめぐる動向

- 1 概要と経緯
- 2 EUの動向
- 3 G7を中心とする各国の動向
- 4 デジタルサービス税をめぐる議論

おわりに

キーワード：国際課税、法人税、デジタル課税、グローバル・ミニマム課税、デジタルサービス税（DST）

要 旨

- ① 経済のデジタル化が進展する中で、デジタル多国籍企業が市場国（消費者・ユーザーの所在国）で多額の利益を上げる一方で、それに見合う法人税を負担していないという問題が顕在化してきた。その要因は従来の国際課税ルールが経済のデジタル化に対応していないことにあるとして、近年、国際課税ルールの見直しに向けて国際的な議論が進められてきた。
- ② 2021年10月8日には、「OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み」の参加国のうち、136か国・地域が最終的な政治的合意に達した（2021年10月最終合意）。合意内容は、市場国に新たな課税権を配分する「第1の柱」とグローバル・ミニマム課税を導入する「第2の柱」という2つの解決策で構成される。第1の柱は、1920年代に形成された国際課税ルールの抜本的な見直しと位置付けられる。第2の柱は、1980年代以降、世界的に進行した法人税率の引下げ競争に歯止めを掛けることを目的とする見直しであり、従来の国際社会が達成できなかった野心的な取組と評されている。
- ③ 2021年10月最終合意では、第1の柱については2022年に多国間条約の策定・署名（各国で国内法改正）、第2の柱については2022年に各国で国内法改正を行い、いずれも2023年（第2の柱の一部は2024年）から実施することが目標とされた。しかし、多国間条約の策定作業に遅れが生じており、2022年5月には、第1の柱の実施時期は2024年以降になるとの見通しが示されている。我が国政府は、令和5（2023）年度税制改正以降に国内法改正を予定している。
- ④ 国際課税ルールの見直しに向けて国際的な議論が進められる一方で、その決着を待たずに、暫定的な独自措置（一方的措置）として、売上高が一定の閾値を超える多国籍企業を対象に、特定のデジタルサービス事業による売上高に数パーセントの税率を課す「デジタルサービス税（DST）」を導入する国が相次いだ。2021年10月最終合意では、第1の柱に係る多国間条約において締結国にDSTの撤廃を義務付けることが合意された。
- ⑤ 第1の柱の実施に係る各国の多国間条約の批准やDSTの撤廃をめぐっては、先行きの不透明感を指摘する声があり、2021年10月最終合意の内容が円滑に実施に移されるか、今後の動向が注目される。また、我が国における第2の柱に係る国内法改正をめぐっては、既存税制との関係整理やその簡素化を求める声があり、法改正に向けて今後の議論の深化が期待される。

はじめに

経済のデジタル化が進展する中で、GAFA⁽¹⁾を始めとする IT 系の多国籍企業（デジタル多国籍企業）が市場国（market jurisdiction. 消費者・ユーザーの所在国）⁽²⁾で多額の利益を上げる一方で、それに見合う法人税⁽³⁾を負担していないという問題が顕在化してきた。その要因は従来の国際課税ルールが経済のデジタル化に対応していないことにあるとして、近年、国際課税ルールの見直しに向けて国際的な議論が進められてきた。2021年10月8日には、この議論で多国間交渉の枠組みとして機能する「OECD⁽⁴⁾/G20 BEPS⁽⁵⁾包摂的枠組み（OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS. 以下「IF」）⁽⁶⁾において、136か国・地域が「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対処するための2本の柱から成る解決策に関する声明」に合意し、最終的な政治的合意が達成された（以下「2021年10月最終合意」）⁽⁷⁾。当該合意は、同月13日のG20財務大臣・中央銀行総裁会議、同月30～31日のG20ローマ・サミットで支持が表明され、G20ローマ首脳宣言では「より安定的で公正な国際課税制度を確立する歴史的な成果である」と位置付けられている⁽⁸⁾。

合意内容は、市場国に新たな課税権を配分する「第1の柱」とグローバル・ミニマム課税を導入する「第2の柱」という2つの解決策で構成される。第1の柱は、全世界売上げが200億ユーロ（2.7兆円⁽⁹⁾）超かつ利益率（税引前利益÷売上高）が10%超の多国籍企業を対象に、その利益の一部に対する新たな課税権を、物理的拠点の有無によらず、市場国に配分することを主眼とする。第2の柱は、連結財務諸表上の年間総収入金額が7.5億ユーロ（1000億円）以上の多国籍企業に対して、事業を行ういずれの国においても最低税率（15%）以上の法人税を負担させる制度を国際協調により導入することを主な内容とする。2021年10月最終合意では、第1の柱については2022年に多国間条約の策定・署名（各国で国内法改正）を、第2の柱については2022年に各国で国内法改正を行い、いずれも2023年（第2の柱の一部は2024年）から実施することが目標とされた。しかし、多国間条約の策定作業に遅れが生じており、2022年5月には、第1の柱の実施時期は2024年以降になるとの見通しが示されている（第II章1(4)で後述）。

自由民主党及び公明党による「令和4年度税制改正大綱」は、2021年10月最終合意を「強

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和4（2022）年5月25日である。肩書は当時のものである。本稿は、佐藤良「デジタル経済の課税をめぐる動向【第2版】」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1064, 2019.7.2. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11299248_po_1064.pdf?contentNo=1>の更新版である。

- (1) Google（親会社 Alphabet）、Apple、Facebook（現 Meta）及び Amazon の4社の頭文字をとった略称である。
- (2) 本稿では、法域（jurisdiction）を示す語として、基本的に「国」を使用する。
- (3) 本稿では、法人所得税（corporate income tax）を単に法人税と呼称する。
- (4) 経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development）。
- (5) 税源浸食と利益移転（Base Erosion and Profit Shifting）。詳細については、後述の第I章2(1)を参照。
- (6) IFの概要は、後述の第I章2(2)を参照。
- (7) OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, “Statement on a Two-Pillar Solution to Address the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy,” 2021.10.8. <<https://www.oecd.org/tax/beps/statement-on-a-two-pillar-solution-to-address-the-tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy-october-2021.pdf>>; “International community strikes a ground-breaking tax deal for the digital age,” 2021.10.8. OECD website <<https://www.oecd.org/tax/beps/international-community-strikes-a-ground-breaking-tax-deal-for-the-digital-age.htm>>
- (8) 「G20ローマ首脳宣言（仮訳）」p.13. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100259275.pdf>>
- (9) 以下の邦貨換算は、日本銀行国際局「報告省令レート（令和4年6月分）」による。1ユーロ=136.1円、1ドル=126円。

く歓迎する」とした上で、我が国が「本合意の国際的な実施に向けて引き続き主導的役割を果たすとともに、国内において、国際合意に則った法制度の整備を進める」としている⁽¹⁰⁾。我が国政府は、令和5(2023)年度税制改正以降に国内法改正を予定している⁽¹¹⁾。

本稿では、国際課税ルール見直しの背景と経緯を確認し(第I章)、2021年10月最終合意の概要や合意内容をめぐる議論を整理する(第II章)。国際課税ルールの見直しに向けて国際的な議論が進められる一方、その決着を待たずに、暫定的な独自措置(一方的措置)として、売上高が一定の閾値(しきいち)を超える多国籍企業を対象に、特定のデジタルサービス事業による売上高に数パーセントの税率を課す「デジタルサービス税(Digital Services Tax: DST)」を導入する国が欧州諸国を中心に拡大してきた。本稿では、DSTの動向等も紹介する(第III章)。

I 国際課税ルール見直しの背景と経緯

1 背景

近年、GAFAを始めとするデジタル多国籍企業は、デジタルプラットフォーム⁽¹²⁾を通じて世界規模で事業を展開し、多額の利益を上げてきた。デジタルプラットフォームを用いたビジネスモデルには、市場国に物理的拠点を設けずに事業を展開できる、経済的価値の創出(価値創造)に知的財産権等の無形資産が重要な役割を果たす、データとユーザーの参加(個人情報やコンテンツの提供等)のシナジー効果で無形資産の価値が増大する、等の特徴がある⁽¹³⁾。

他方で、デジタル多国籍企業は、従来型の多国籍企業と比べて法人税負担が低いと指摘されており⁽¹⁴⁾、両者の企業の間で競争条件の公平性(level playing field)が確保されていないことが問題視されてきた。こうした税負担の格差が生じる背景には、グローバルな事業活動で生じた利益に対して関係国間で課税権を調整する「国際課税ルール」が経済のデジタル化に対応していないことがあるとして、その見直しを求める声が高まっていた。従来の国際課税ルールには、課税根拠(ネクサス)に係る原則として①PE(permanent establishment. 恒久的施設)なければ課税なし、利益配分に係る原則として②独立企業原則(arm's length principle)がある。

①の原則は、企業が国内にPEと呼ばれる一定の物理的拠点(支店、工場等)を有する場合に、当該国に対してPEの事業所得への課税権を認める原則であり、1920年代に当時拡大しつつあった二国間租税条約(以下「租税条約」)の慣行を基に成立した⁽¹⁵⁾。モノの取引を中心とす

(10) 自由民主党・公明党「令和4年度税制改正大綱」2021.12.10, p.1. <https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/202382_1.pdf>

(11) 財務省「説明資料〔新たな国際課税ルールに関する合意について〕」(令3.11.12総5-3)(第5回税制調査会説明資料)2021.11.12, p.2. 内閣府ウェブサイト <<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/3zen5kai3.pdf>>

(12) 情報通信技術やデータを活用して第三者にオンラインのサービスの「場」を提供し、そこに異なる複数の利用者が存在する多面市場を形成し、間接ネットワーク効果(一方の市場の利用者の増加が他方の市場のサービス効用を高める効果)が働く特徴を有するものをいう。公正取引委員会「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(令和4年4月1日改正) p.2. <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/dpfgl_files/220401_dpfgl.pdf>

(13) OECD, "Tax Challenges Arising from Digitalisation – Interim Report 2018: Inclusive Framework on BEPS," 2018, pp.24-25, 51-59. <<http://dx.doi.org/10.1787/9789264293083-en>>

(14) 例えば、日本経済新聞が世界の主要企業(約5万7千社)の財務データを基に行った試算では、GAFAの法人税等の負担率(2018~2020年の3か年平均)は15.4%であり、世界平均(25.1%)と比べて9.7%ポイント低いことが示されている(「GAFA課税15%どまり平均の6割低税率競争、転機」『日本経済新聞』2021.5.9.)。

(15) 増井良啓「経緯(特集 国際課税の歴史的な合意—デジタル課税と最低税率をめぐって—)」『ジュリスト』1567号, 2022.2, p.14. 1920年代の国際連盟の時代に形成されたルールについては、浅妻章如「国際的な課税権配分を

る経済環境を背景に成立した同原則の下では、近年、情報通信技術を活用して市場国に物理的拠点を設けずに事業を展開し、利益を上げる企業が増加する中で、市場国がこうした利益に対して課税権を行使できないという問題が生じていた。

②独立企業原則は、多国籍企業グループ内の PE や子会社等を独立企業とみなし、その間での取引が、通常、独立企業間で市場を通じて成立する取引価格（独立企業間価格）で行われたと仮定して、グループ内の利益配分を決定するという原則である⁽¹⁶⁾。これに関連して、我が国を含む各国では、グループ内での取引価格（移転価格）の操作による軽課税国への利益移転を抑制するため、移転価格を独立企業間価格に引き直して課税所得を再計算し、課税し直す「移転価格税制」と呼ばれる制度が設けられている。経済のデジタル化が進展し、企業の価値創造における無形資産の役割が高まる中で、独立企業原則や移転価格税制の有効性が低下してきたことが指摘されてきた⁽¹⁷⁾。その理由としては、無形資産の取引は市場に比較対象となる取引が存在せず、独立企業間価格の適正な設定が困難になっていること等が挙げられる⁽¹⁸⁾。また、無形資産の取引は、一部の多国籍企業が無形資産を軽課税国に移転し⁽¹⁹⁾、その使用料（ロイヤリティ）収入を軽課税国に集中させることで、グループ全体の法人税負担を軽減するといった租税回避のスキームに利用されていることも指摘されてきた⁽²⁰⁾。

2 経緯

(1) BEPS プロジェクトの最終報告書（2015 年 10 月）まで

1990 年代以降、インターネット上での電子商取引が拡大したことを受けて、1998 年 10 月にオタワで開催された OECD 閣僚会議では、中立性の観点から、従来の商取引に適用される課税原則が電子商取引にも適用されること等が確認された⁽²¹⁾。

2008 年 9 月のリーマン・ショック以降、各国政府が財政状況の悪化を受けて、より多くの税負担を国民に求める中で、多国籍企業（特にデジタル多国籍企業）が租税回避行為によって

めぐる新たな潮流と展望について—国際連盟時代以来の伝統を踏まえて—『フィナンシャル・レビュー』143 号、2020.6, pp.95-122; 瀧圭吾『所得課税の国際的側面』有斐閣、2016, pp.81-154 が詳しい。

(16) 独立企業原則に基づき利益配分を決定する際には、PE や子会社等が引き受ける機能やリスクも考慮される。

(17) 諸富徹『グローバル・タックス—国境を超える課税権力—』（岩波新書 新赤版 1858）岩波書店、2020, pp.40, 127-130; Alan J. Auerbach et al., “Ch.9. Taxing Corporate Income,” James Mirrlees et al., eds., *Dimensions of Tax Design: The Mirrlees Review*, New York: Oxford University Press, 2010, pp.870-871.

(18) そのほか、経済のデジタル化・グローバル化が進展する中で、多国籍企業はグループ全体で高度に統合された組織形態に移行し、統合利益を生み出している一方、PE や子会社等が独立企業として機能することを前提とする独立企業原則では統合利益を捕捉できないことも指摘されている。諸富 同上, pp.124-126.

(19) 無形資産の取引で設定される移転価格が、将来的に無形資産が生み出す毎年の使用料収入による収益を反映した額の割引現在価値に設定される場合（この場合、無形資産の移転価格と将来的に発生する使用料収入の合計額は現在価値ベースで均衡）、軽課税国に無形資産を移転しても、移転時にその売却益に移転元の国（高課税国）で法人税が課されるため、グループ全体で法人税負担を軽減することはできない。したがって、軽課税国への無形資産の移転による租税回避のスキームが成立するためには、安い価格で軽課税国の子会社に無形資産を移転することが前提条件になるとされる。同上, p.42.

(20) 例えば、コペンハーゲン大学の研究者であるトルスロフ（Thomas R. Tørsløv）氏は、実証分析により、軽課税国（論文中ではタックスヘイブン（租税回避地）と呼称）に立地する外国企業と現地企業の利益率の差から、全世界で多国籍企業の利益のうち約 40% が軽課税国に移転されているとの推計結果を示している。両企業の利益率に差が生じる要因として、①軽課税国に立地する外国子会社への無形資産の計上、②グループ内の移転価格の操作の 2 つが挙げられている。Thomas R. Tørsløv et al., “The Missing Profits of Nations,” *NBER Working Paper*, No.24701, 2018.6, pp.2-3, 26. <https://www.nber.org/system/files/working_papers/w24701/w24701.pdf>

(21) OECD, “Electronic Commerce: Taxation Framework Conditions: A Report by the Committee on Fiscal Affairs,” 1998.10.8, p.4. <<https://www.oecd.org/ctp/consumption/1923256.pdf>> ただし、この段階では、間接税（付加価値税）が議論の中心であった。

居住地国（企業が本拠地を置く国）と源泉地国（所得の発生国）の双方で経済活動の実態に見合う税負担をしていないという「二重非課税」の問題への批判が高まった。多国籍企業が国際的な税制の相違や抜け穴を利用し、軽課税国に利益を移転する等して税負担の軽減を図る行為は、「税源浸食と利益移転（Base Erosion and Profit Shifting: BEPS）」と呼ばれる。OECDは、国際課税ルールの見直しによってBEPSへの対応を図るため、2012年6月に「BEPSプロジェクト」⁽²²⁾を立ち上げ、G20と共同して議論を進め、2013年7月にBEPS行動計画⁽²³⁾、2015年10月に最終報告書⁽²⁴⁾（以下「BEPS最終報告書」）を公表した。BEPS最終報告書では、多国籍企業の利益は経済活動の実態があり、価値創造が行われる場所で課税されるべきである等の考え方の下、行動1～15に分けてBEPSへの対応策が勧告された。

行動1は「デジタル経済の課税上の課題への対応」と題され、直接税（法人税）と間接税（付加価値税）に分けて、デジタル経済⁽²⁵⁾におけるBEPSの問題や、より広範な課税上の課題として、PEなしで事業展開が可能になるなど、新たなビジネスモデルが発達する中で、いかに適正な課税を実現するかが議論された。間接税（付加価値税）については、国境を越えた取引でも消費が行われた場所で付加価値税の徴収が確実に行われるよう、各国がOECDによるガイドライン⁽²⁶⁾の原則を適用することが勧告された。一方、直接税（法人税）については、新たな課税方式の選択肢として、①重要な経済的存在（significant economic presence）⁽²⁷⁾に基づく新たなネクサス、②電子商取引に対する源泉徴収税⁽²⁸⁾、③均衡税（equalisation levy）⁽²⁹⁾、の3つが検討された。しかし、当該選択肢については、他のBEPSへの対応策がデジタル経済におけるBEPSの問題や、より広範な課税上の課題の一部にも効果を発揮すると期待できること等を理由に、勧告は見送られた⁽³⁰⁾。BEPS最終報告書は、デジタル経済の発展状況を踏まえると、デジタル経済の課税上の課題について検討作業を継続することが重要であるとし、2020年までに検討結果を反映した最終報告書を取りまとめることとした。

(2) IFの創設（2016年6月）から米国の消極的姿勢への転化（2019年12月以降）

OECDは、2016年6月に、途上国を含むBEPSプロジェクトに関心を持つ国・地域が平等

⁽²²⁾ BEPSプロジェクトに関する記述は、浅川雅嗣「税務BEPSプロジェクトの軌跡と展望」『会計・監査ジャーナル』729号、2016.4、pp.56-60等による。

⁽²³⁾ OECD, *Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting*, 2013.

⁽²⁴⁾ “BEPS 2015 Final Reports.” OECD website <<http://www.oecd.org/ctp/beeps-2015-final-reports.htm>>

⁽²⁵⁾ デジタル経済は、情報通信技術によってもたらされる変革的なプロセスの結果と定義される（OECD, *Addressing the Tax Challenges of the Digital Economy, Action 1 - 2015 Final Report*, Paris: OECD Publishing, p.11.）。なお、2018年以降のOECDによる文書では、「デジタル経済」に代わって「経済のデジタル化（the digitalisation of the economy）」が使用されている。その背景には、前者の用語では、特定のデジタル産業セクターのみを指していると解釈されかねないという配慮があったと指摘されている（渡辺智之「デジタル・プラットフォームと国際課税」（平成30年度国際税務対策事業 日本機械輸出組合 国際税務研究会研究論文）2019.3、p.1. <http://www.jmcti.org/trade/bull/zeimu/book/digital_platform_kokusaikazei.pdf>）。

⁽²⁶⁾ OECD, *International VAT/GST Guidelines*, 2017, Paris: OECD Publishing.

⁽²⁷⁾ 外国企業が情報通信技術等を介して市場国との間に意図的かつ持続的な関係を有するとみなされる場合（リモート取引により一定の収益がある等の場合）に、当該市場国に課税根拠（ネクサス）を認める方法をいう。OECD, *op.cit.*⁽²⁵⁾, p.107.

⁽²⁸⁾ 国内消費者が電子商取引を通じて外国企業から財・サービスを購入する場合に、その対価の支払に対して源泉徴収税を課す方法をいう。 *ibid.*, p.113.

⁽²⁹⁾ 国内企業が課税され、外国企業が課税されない不公平の是正を目的として、外国企業に対して何らかの方法で課税する方法をいう（例えば、外国企業が国内消費者向けに提供する財・サービスの売上高に対して課税する等）。 *ibid.*, pp.115-116.

⁽³⁰⁾ *ibid.*, p.13.

な立場で BEPS に関連する事項の基準策定に参加するとともに、各国・地域の BEPS への対応策の実施状況を評価・監視することを可能にするため、「OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み (IF)」を設置した。IF には、2021 年 11 月現在、141 か国・地域が参加する⁽³¹⁾。IF は、OECD や G20 等とともに、経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しを国際的に議論する場（フォーラム）の 1 つとされており⁽³²⁾、世界規模で多国間での合意形成を図るための枠組みとして機能してきた⁽³³⁾。これまでの国際課税ルールの見直しをめぐる議論や合意は、おおむね、OECD が論点整理や制度案の作成等を行い、IF 参加国がこれを協議し、合意に達した後、G20 がその合意内容を承認・支持するといった流れで進められてきた。

OECD は、2018 年 3 月に「デジタル化に伴う課税上の課題に関する中間報告書」を公表した⁽³⁴⁾。同報告書では、IF 参加国の間で、2020 年までに解決策の合意に向けて作業を進めることが確認されたほか、デジタルプラットフォームやその価値創造の在り方に関する分析が示された⁽³⁵⁾。この時期には、EU で DST の指令案が公表され（第 III 章 2 で後述）、各国・地域で DST の導入を検討する動きが活発になっていた。こうした中、共和党のトランプ（Donald J. Trump）政権下の米国は、米国企業がその多くを占めるデジタル企業を狙い撃ちにした制度への反対を表明した⁽³⁶⁾。その一方で、米国は当該企業が不利にならないルール形成のために国際的な議論への関与を強めるようになり、その結果、OECD での議論が促進されたと指摘されている⁽³⁷⁾。

その後、OECD は、IF による承認を経て、2019 年 1 月にポリシーノートを発表し⁽³⁸⁾、同年 2 月に利害関係者との公開討議（public consultation）用の文書を公表した⁽³⁹⁾。これらの文書では、経済のデジタル化に対応するために課税権の配分方法を見直す「第 1 の柱」と残された BEPS の課題に対応するためにグローバル・ミニマム課税を導入する「第 2 の柱」という 2 つの柱で見直しを検討することが示された。第 1 の柱に関しては、ネクサス及び利益配分ルールの見直しに係る提案として、① GAFA を念頭に置いた「ユーザーの参加（英国案）」、② 業種を限定しない「マーケティング無形資産（米国案）」、③ BEPS 最終報告書でも言及され、新興国・途上国の伝統的な主張とされる「重要な経済的存在（インド等の新興国・途上国案）」の 3 つが

(31) “Members of the OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS,” 2021.11. OECD website <<http://www.oecd.org/tax/beps/inclusive-framework-on-beps-composition.pdf>>

(32) 宇多村哲也・今岡植「経済のデジタル化に伴う国際課税上の対応—青写真（Blueprint）の公表—」『ファイナンス』661 号、2020.12、p.10.

(33) なお、IF では、全ての参加国・地域で常に議論するのは実際的でないため、我が国を含む 24 か国のメンバーが運営グループ（steering group）を構成し、実質的に議論を主導しているという。小宮敦史「国際課税を巡る最近の動きについて」『租税研究』860 号、2021.6、p.53.

(34) OECD, *op.cit.*(13)

(35) 以下の経緯に関する記述については、増井 前掲注(15)、pp.18-20; 増井良啓「GAFA と国際課税ルール」『法律時報』1172 号、2022.1、pp.1-3; 増田貴都「経済のデジタル化を契機としたネクサス及び利益配分ルールの見直しについての OECD での議論の動向」中里実ほか編著『デジタルエコノミーと課税のフロンティア』有斐閣、2020、pp.256-307; 武藤功哉「国際課税ルールに関する新たな合意について」『International taxation』489 号、2022.1、pp.4-6 等を参照した。

(36) “Secretary Mnuchin Statement on OECD’s Digital Economy Taxation Report,” 2018.3.16. U.S. Department of the Treasury website <<https://home.treasury.gov/news/press-releases/sm0316>> なお、DST を含め、デジタル企業を狙い撃ちにした制度に反対する姿勢は、2021 年の民主党への政権交代後も一貫して継続されることになる。

(37) 増田 前掲注(35)、pp.260-261.

(38) OECD, “Addressing the Tax Challenges of the Digitalisation of the Economy – Policy Note: As approved by the Inclusive Framework on BEPS on 23 January 2019,” 2019. <<http://www.oecd.org/tax/beps/policy-note-beps-inclusive-framework-addressing-tax-challenges-digitalisation.pdf>>

(39) OECD, “Public Consultation Document: Addressing the Tax Challenges of the Digitalisation of the Economy,” 2019. <<https://www.oecd.org/tax/beps/public-consultation-document-addressing-the-tax-challenges-of-the-digitalisation-of-the-economy.pdf>>

提示された⁽⁴⁰⁾。2019年5月には、2020年末の最終報告書の取りまとめに向けて解決策の論点と今後の検討作業を示した「作業計画」⁽⁴¹⁾がIFで採択され、同年6月にG20でも承認された。その後、第1の柱については、3案を統合する方向性で検討が進められた。OECDは、2019年10月に第1の柱について、同年11月に第2の柱について、それぞれ事務局案を公表し⁽⁴²⁾、その後、利害関係者との公開討議を実施した。

他方で、2019年末頃には、米国が消極的姿勢に転じ、合意が危ぶまれる状況になった⁽⁴³⁾。2019年12月、ムニューシン（Steven T. Mnuchin）財務長官は、グリア（Ángel Gurría）OECD事務総長に対し、検討されている解決策（第1の柱）が従来の国際課税ルールからの逸脱を潜在的に強制する点に深刻な懸念を表明し、第1の柱の適用を企業の選択制（safe-harbor regime）とすることを提案した⁽⁴⁴⁾。こうした姿勢転化の背景には、連邦議会での審議を見据えて、新ルールに反対する製薬業界等の多国籍企業に配慮する狙いがあると報じられた⁽⁴⁵⁾。また、同長官は、2020年6月には、欧州諸国の財務大臣に宛てた書簡で、新型コロナウイルス感染症への対応を理由に、第1の柱に関する議論を一旦中断し、2020年後半に再開することを提案した⁽⁴⁶⁾。

(3) 青写真（2020年10月）の公表

米国が消極的姿勢に転化する中でも事務レベルでの協議は継続され、OECDは、2020年10月に、IFの承認を経て、第1の柱⁽⁴⁷⁾と第2の柱⁽⁴⁸⁾に分けて制度案と制度設計のための詳細な論点を示した「青写真（Blueprint）」と呼ばれる報告書を公表した⁽⁴⁹⁾。同報告書において、IFは、最終的な合意の目標を2021年半ばに後倒し、その目標に向けて残された論点に取り組むこと

⁽⁴⁰⁾ 具体的には、①英国案は高度にデジタル化された事業（デジタルプラットフォーム等）におけるユーザーによる価値創造への貢献に着目し、市場国に課税権を認める案、②米国案は市場国でマーケティング活動を通じて形成された無形資産（ブランド・顧客データ等）に着目し、市場国に課税権を認める案、③インド等の新興国・途上国案は市場国に重要な経済的存在（一定の売上げ・データ量等）があると認められる場合に、定式配分法（後掲注⁽³⁾を参照）で利益配分を行う案である。

⁽⁴¹⁾ OECD, “Programme of Work to Develop a Consensus Solution to the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy,” 2019. <<https://www.oecd.org/tax/beps/programme-of-work-to-develop-a-consensus-solution-to-the-tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy.pdf>>

⁽⁴²⁾ OECD, “Public consultation document: Secretariat Proposal for a ‘Unified Approach’ under Pillar One, 9 October 2019 - 12 November 2019.” <<https://www.oecd.org/tax/beps/public-consultation-document-secretariat-proposal-unified-approach-pillar-one.pdf>>; *idem*, “Public consultation document: Global Anti-Base Erosion Proposal (“GloBE”) - Pillar Two, 8 November 2019 - 2 December 2019.” <<https://www.oecd.org/tax/beps/public-consultation-document-global-anti-base-erosion-proposal-pillar-two.pdf.pdf>>

⁽⁴³⁾ 一時は、第1の柱の合意は「風前の灯」とも評されていた。渡辺智之「経済のデジタル化と国際課税—最近の状況を中心に—」『租税研究』851号, 2020.9, p.35.

⁽⁴⁴⁾ Naomi Jagoda, “Mnuchin raises concerns over global talks on taxing digital economy,” *HILL*, 2019.12.4. <<https://thehill.com/policy/finance/473030-mnuchin-raises-concerns-over-global-talks-on-taxing-digital-economy>>

⁽⁴⁵⁾ 「デジタル課税 米が冷や水 月末会合前「従うか企業が判断」提案」『日本経済新聞』2020.1.26.

⁽⁴⁶⁾ 当該書簡は、政府ウェブサイトでは見当たらないが、POLITICOのウェブサイトに掲載されている（“Letter to the Ministers of Finance of the French Republic, Spain and the Italian Republic and the Chancellor of the Exchequer of the United Kingdom from the US Treasury Secretary,” 2020.6.12. POLITICO website <<https://www.politico.eu/wp-content/uploads/2020/06/CLEAN-US-letter-DST-120620201.pdf>>）。欧州諸国の財務大臣からの返答は、“Letter to the US Treasury Secretary from Bruno Le Maire, María Jesús Montero Cuadrado, Roberto Gualtieri and Rishi Sunak,” 2020.6.12. *idem*. <<https://www.politico.eu/wp-content/uploads/2020/06/Letter-Mnuchin-IT-FR-UK-SP-FINAL-SIGNED%E2%80%94CLEANED.pdf>> を参照。

⁽⁴⁷⁾ OECD, “Tax Challenges Arising from Digitalisation – Report on Pillar One Blueprint: Inclusive Framework on BEPS,” 2020. 青写真の概要については、宇多村・今岡 前掲注⁽³²⁾, pp.11-12 を参照。

⁽⁴⁸⁾ OECD, “Tax Challenges Arising from Digitalisation – Report on Pillar Two Blueprint: Inclusive Framework on BEPS,” 2020.

⁽⁴⁹⁾ OECD, “Tax Challenges Arising from Digitalisation – Economic Impact Assessment,” 2020.10.12.

等に合意した。青写真における第1の柱に係る制度案は、「自動化されたデジタルサービス」⁽⁵⁰⁾と「消費者向け事業」⁽⁵¹⁾の2種類の多国籍企業を適用対象とし、合意された利益率の閾値を超過する利益（超過利益）⁽⁵²⁾の一定割合を市場国に配分するというものであった。ただし、この制度案に対しては、適用対象の定義が曖昧であり、制度が過度に複雑で執行上の懸念がある等の批判が相次いだ⁽⁵³⁾。青写真では、第2の柱について、グローバル・ミニマム課税の具体的な制度案などが示された⁽⁵⁴⁾。なお、青写真では、第1の柱と第2の柱のいずれも、重要な数値基準（市場国への配分割合や最低税率等）は決定されず、制度内容の一部は両論併記とされ、今後の検討課題とされていた。

OECDは、青写真と同時期に、2つの柱の見直しによる経済的影響を分析した報告書を公表した。同報告書は、青写真の制度案を基に、数値基準については一定の仮定を置いた上で、世界の法人税収が年当たり470～810億ドル（6～10兆円）増加するとの試算を示した（表1）。この試算では、第1の柱よりも第2の柱の方が増収効果は大きいと見込まれた。一方、同報告書は、国際的な合意がなされず、DST等の一方的措置が急速に拡散する場合には、租税・貿易上の紛争増加が投資の減少や税務コストの増加等をもたらすことにより、最悪のケースで世界のGDPが1%以上減少すると警鐘を鳴らした。

表1 全世界の法人税の増収見込額

	増収見込額 (1億ドル)	法人税収（全世界） に対する比率（%）
第1の柱	50～120	0.2～0.5
第2の柱	直接的増収	230～420
	利益移転の減少に伴う追加的増収	190～280
	小計	420～700
合計	470～810	1.9～3.2

（注1）第1の柱については全世界売上高が7.5億ユーロ超の企業を対象に利益率10%超の利益の20%を市場国に配分すること、第2の柱については最低税率を12.5%とすることを試算の前提としている。

（注2）米国のGILTI制度（一定の外国子会社の所得を米国株主側で合算課税する制度）による増収額は除く。

（出典）OECD, “Tax Challenges Arising from Digitalisation – Economic Impact Assessment,” 2020.10.12, p.15 を基に筆者作成。

（4）バイデン政権の発足（2021年1月）から2021年10月最終合意まで

2021年1月に民主党のバイデン（Joseph R. Biden, Jr.）政権が発足すると、米国は国際協調路線に回帰した。2021年2月、イエレン（Janet L. Yellen）財務長官は、第1の柱の適用を企業の

50) 具体的には、オンライン広告サービス、ユーザーデータの販売・譲渡、オンライン検索エンジン、ソーシャルメディアプラットフォーム、オンライン仲介サービス等がこれに該当する。

51) 一般消費者向けの財・サービスの販売から収益を得る事業と定義され、具体的には、家電製品、衣服、化粧品等の販売がこれに該当する。

52) 原語は残余利益（residual profit）であるが、邦語文献では超過利益と紹介される場合が多いことから、本稿もこれに倣っている。残余利益は、青写真では合意された利益率の閾値を超える利益と定義されるが（OECD, *op.cit.*(47), pp.153-154.）、経済学上の超過利潤に相当するものと解されている（例えば、土居丈朗「デジタル課税の経済学的性質」『租税研究』839号, 2019.9, pp.14-18.）。超過利潤は、正常利潤（国債等の安全資産への投資で得られるのと同程度の利潤）を超過する利潤をいい、レントとも呼ばれる。経済学では、閉鎖経済（外国との貿易・金融取引が行われない経済）を前提とする場合、超過利潤に対する課税は企業の投資を阻害しないことから、望ましいとされる（正常利潤に対する課税はその反対）。

53) 「デジタル課税 世界100社対象 米、主要国に提案」『日本経済新聞』2021.4.9; 武藤 前掲注(35), p.5.

54) 具体的には、グローバル・ミニマム課税を構成する「所得合算ルール（IIR）」及び「軽減課税支払ルール（UTPR）」（第II章2(1)で後述）に加えて、「租税条約の特典否認ルール（STTR）」（第II章2(2)で後述）と、国外所得免除方式を採用する国が軽減課税国に所在する外国支店の所得について外国税額控除方式に切り替えて課税する「スイッチオーバールール（Switch-Over Rule: SOR）」という4つのルールが示され、議論がなされた。

選択制とする提案を取り下げると表明した⁽⁵⁵⁾。その背景には、第2の柱で国際的に合意された最低税率が導入され、世界的な法人税率の引下げ競争が収束すれば、同政権が掲げる連邦法人税率の引上げ（21% → 28%）⁽⁵⁶⁾の余地を確保できるとの考えがあったという⁽⁵⁷⁾。

2021年4月、バイデン政権は、IFの運営グループに対して新たな提案を行った⁽⁵⁸⁾。具体的には、第1の柱について「自動化されたデジタルサービス」と「消費者向け事業」を他の経済活動から区分することには、明確な政策目的や原則がないと指摘した上で、売上高及び利益率という「量的基準（quantitative criteria）」に基づき適用範囲を設定し、適用対象企業を全世界で100社以下に絞り込むことを提案した。これは、配分対象となる利益の水準を維持しつつも、主観的な適用範囲の区分を最小化し、適用対象企業の縮小により執行可能性を確保することを目的とするものであり、青写真の制度案に対して寄せられていた批判に応えるものであった⁽⁵⁹⁾。

こうした米国の姿勢の変化を受けて、IFでの検討が本格的に再開した。2021年7月1日には、IF参加国のうち130か国・地域が2つの柱から成る解決策について大枠合意に達した（以下「2021年7月大枠合意」）⁽⁶⁰⁾。この段階では、軽課税国として知られるアイルランド、ハンガリー等は、合意には加わらなかった。

第1の柱については、米国の新提案を受けて、全世界売上げが200億ユーロ超かつ利益率が10%超となる企業を対象に、利益率10%超の部分を超過利益とみなし、超過利益の20～30%を市場国に配分することが合意された。具体的な市場国への配分割合は、高い配分割合を主張する新興国・途上国と、これに難色を示す米国等との間で対立が続いたことから、2021年7月大枠合意の段階では幅を持たせた割合が示されるにとどまった。

第2の柱については、グローバル・ミニマム課税における最低税率の水準が争点となった。過去のOECD等における議論では、アイルランドの法人税率である12.5%が最低税率の目安とされてきた。バイデン政権は、当初、最低税率を21%程度とすることを念頭に置いていたが、これに反発する軽課税国に歩み寄る姿勢を示し、2021年5月には最低税率を15%以上とすることを提案した⁽⁶¹⁾。同年6月にはG7も同様の方針を掲げた⁽⁶²⁾。しかし、最低税率が15%超の水準に設定されることを懸念する軽課税国からの賛成は得られず、2021年7月大枠合意の

⁽⁵⁵⁾ Andrea Shalal et al., “U.S. drops ‘safe harbor’ demand, raising hopes for global tax deal,” *Reuters*, 2021.2.27. <<https://www.reuters.com/article/us-g20-usa-oecd-idUSKBN2AQ2E6>> “Remarks by Assistant Secretary for Tax Policy Lily Batchelder at the 2022 Tax Conference Hosted by the Federal Bar Association,” 2022.3.3. U.S. Department of the Treasury website <<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0629>> も参照。

⁽⁵⁶⁾ 詳細については、佐藤良「コロナショック後の諸外国の財源確保策」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1158, 2021.11.12, pp.3-9. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11863876_po_1158.pdf?contentNo=1> を参照。

⁽⁵⁷⁾ 「米、国際課税協議に復帰へ、イエレン財務長官が伝達 法人税率上げの布石に」『日本経済新聞』2021.2.11.

⁽⁵⁸⁾ “Steering Group of the Inclusive Framework Meeting Presentation by the United States,” 2021.4.8. MNE Tax website <<https://mnetax.com/wp-content/uploads/2021/04/US-slides-for-Inclusive-Framework-meeting-of-4-8-21-2.pdf>>

⁽⁵⁹⁾ 南繁樹「デジタル課税に関する米国提案のポイントと企業への影響」『International taxation』481号, 2021.5, p.38. 量的基準の利点には、グローバル市場から最も利益を享受し、最も無形資産に依存し、第1の柱の実施に伴う税務負担を引き受けられる企業のみを適用対象にできること等が挙げられている（*ibid.*, p.13.）。

⁽⁶⁰⁾ “Statement on a Two-Pillar Solution to Address the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy,” 2021.7.1. OECD website <<https://www.oecd.org/tax/beps/statement-on-a-two-pillar-solution-to-address-the-tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy-july-2021.htm>> その後、2021年7月1日以降、新たにペルーなど数か国・地域が合意に加わった。

⁽⁶¹⁾ “READOUT: U.S. Department of the Treasury’s Office of Tax Policy Meetings,” 2021.5.20. U.S. Department of the Treasury website <<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0189>>

⁽⁶²⁾ 「7か国財務大臣・中央銀行総裁声明（仮訳）」2021.6.5. 財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/convention/g7/cy2021/g7_210605.pdf>

声明では最低税率を15%以上にすると記されたものの、具体的な数値の決定は2021年10月最終合意に持ち越された。

II 2021年10月最終合意の概要

2021年7月大枠合意で積み残された論点については、その後も協議が継続され、2021年10月8日には、IF参加国のうち136か国・地域が2つの柱から成る解決策について最終的な政治的合意に達した⁽⁶³⁾。2021年10月最終合意では、第1の柱における市場国への配分対象とする超過利益の割合を25%とし、第2の柱におけるグローバル・ミニマム課税の最低税率を15%とすることが合意された。2021年10月最終合意には、エストニア、ハンガリー及びアイルランドが新たに合意に加わり、全てのOECD加盟国・G20参加国が合意に参加する形となった⁽⁶⁴⁾。

1 第1の柱

第1の柱は、新たな課税権を市場国に配分する「利益A (Amount A)」に加えて、既存の移転価格税制の簡素化に相当する「利益B (Amount B)」という2つの制度で構成される。OECDは、第1の柱の見直しにより、年間1250億ドル(16兆円)の利益が市場国に再配分されるとの推計を示している⁽⁶⁵⁾。

(1) 利益A

利益Aの適用対象は、全世界売上げが200億ユーロ(2.7兆円)超かつ利益率が10%超の多国籍企業である。適用対象企業の利益率の10%超の部分が「超過利益」とみなされ、超過利益の25%(図1の利益A)が市場国への配分対象となる。当該超過利益は、物理的拠点の有無によらず、売上げ等に応じて課税根拠(ネクサス)を有する市場国間で配分される(図1)。

売上高の閾値(200億ユーロ超)は、制度施行7年後に見直しを行い、円滑な制度の実施を条件に、100億ユーロ(1.4兆円)超への引下げが検討される見通しである⁽⁶⁶⁾。採掘業と金融規制の対象となる金融サービス業は、利益Aの適用対象から除外される。多国籍企業グループ全体では利益Aの売上高・利益率の閾値を満たさない場合でも、連結財務諸表で開示対象

⁽⁶³⁾ 以下、合意内容に関する説明は、OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, *op.cit.*(7); 武藤 前掲注(35), pp.6-10等による。なお、2021年11月4日時点で当該合意に参加する国・地域は、10月8日時点から1か国(モリタニア)増えて、合計137か国・地域となっている。“Mauritania joins the Inclusive Framework on BEPS and participates in the agreement to address the tax challenges arising from the digitalisation of the economy,” 2021.11.4. OECD website <<https://www.oecd.org/tax/beps/mauritania-joins-the-inclusive-framework-on-beps-and-participates-in-the-agreement-to-address-the-tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy.htm>>

⁽⁶⁴⁾ なお、IF参加国のうち、ケニア、ナイジェリア、パキスタン、スリランカの4か国は合意に参加しておらず、その後も協議が継続されている。

⁽⁶⁵⁾ OECD, “Two-Pillar Solution to Address the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy,” 2021.10, p.5. <<https://www.oecd.org/tax/beps/brochure-two-pillar-solution-to-address-the-tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy-october-2021.pdf>> なお、年間1250億ドルという額は、第1の柱の下で再配分の対象となる利益の総額であり、表1で示された増収見込額とは異なるものである。

⁽⁶⁶⁾ OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, *op.cit.*(7), p.1. 2021年7月大枠合意に向けた協議において、米国の新提案を踏まえて量的基準を導入し、適用対象企業を約100社に絞り込むことに対し、特に途上国から、適用対象企業の大幅な絞り込みは改革の趣旨を損なうとの懸念が示されたこと等を受けて、この見直しが盛り込まれたという。武藤 前掲注(35), pp.5-6.

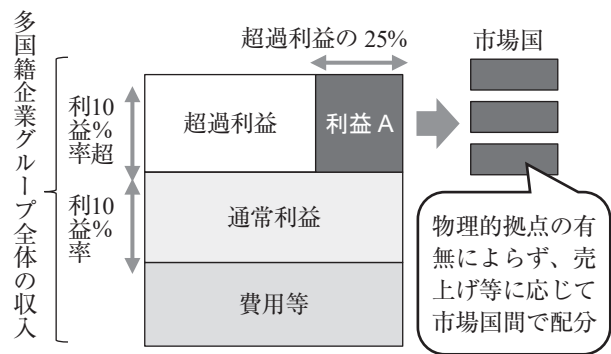
となるセグメント（事業等の単位）が当該閾値を満たすときは、例外的な対応として、これを分離して、利益 A の適用対象にすることが可能とされる⁽⁶⁷⁾。

利益 A の課税ベースは、財務会計上の利益を基本とし、これに若干の調整を行ったものが使用され、損失の繰越しが認められる。市場国は、当該国からの売上げが 100 万ユーロ（1.4 億円）以上（GDP が 400 億ユーロ（5.4 兆円）未満の国は 25 万ユーロ（3000 万円）以上）の場合に、ネクサスがあるとみなされ、利益 A の配分

対象となる⁽⁶⁸⁾。売上げは財・サービスの最終消費国に帰属することが原則とされ、特定の取引類型ごとに売上げの帰属地（revenue sourcing）を特定するためのルールが別途策定される。

利益 A による新たな課税権は従来の国際課税ルール（「PE なければ課税なし」及び「独立企業原則」）に上乘せする形で適用されることから、両者の間には二重課税が発生し得る。こうした二重課税は、超過利益を稼得する事業体（entity）で「国外所得免除方式（exemption method）」又は「外国税額控除方式（credit method）」⁽⁶⁹⁾のいずれかの方式で排除される。これにより当該事業体が所在する国（居住地国）では税収の喪失が発生することになる⁽⁷⁰⁾。なお、利益 A に関連する紛争を防止・解決するための義務的・拘束的な制度⁽⁷¹⁾が設けられるほか、申告義務を含め、税務の簡素化が図られ、適用対象企業グループのうち単一の事業体で税務手続の管理が可能とされる。

図 1 利益 A のイメージ



（出典）財務省「説明資料〔新たな国際課税ルールに関する合意について〕」（令 3.11.12 総 5-3）2021.11.12, p.6. 内閣府ウェブサイト <<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/3zen5kai3.pdf>> を基に筆者作成。

(67) OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, *ibid.*, p.2. この規定は、グループ全体では利益率 10% の閾値を下回るものの、クラウド事業や広告事業のセグメント単位で見た場合に売上高・利益率の閾値を満たす Amazon を念頭に置いたものと指摘される（「利益 14 兆円分に課税の網 デジタル企業など対象に」『日本経済新聞』2021.10.10; 太田洋・増田貴都「デジタル課税・全世界共通最低法人税率に係る歴史的合意とは—OECD/G20 BEPS 包摂的枠組みによる「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対応する二つの柱の解決策に関する声明」の概要—」『租税研究』864 号, 2021.10, pp.205-206.）。国際課税ルール見直しの議論は、GAFA が市場国で多額の利益に見合う法人税を負担していないことへの批判に端を発しており、Amazon を利益 A の適用対象とすることが政治的に不可欠であったと指摘されている（太田・増田 同）。

(68) なお、適用対象企業の超過利益が市場国で既に課税されている場合には、利益 A による市場国への配分額に一定の上限を設けるルールが設けられる。

(69) 前者は当該事業体の居住地国が利益 A の下で市場国に配分される利益に相当する額を非課税とする方式、後者は当該事業体の居住地国が他国で支払われた税に対して自国の税から控除を認める方式である。OECD, *op.cit.*(47), p.138.

(70) 一般に、グローバルな事業活動で生じた所得に対して居住地国と源泉地国との間で二重課税が発生する場合、居住地国で二重課税の排除が行われる。利益 A に関しては、多国籍企業グループの最終親会社ないし本社の居住地国ではなく、超過利益を稼得する事業体の居住地国で二重課税の排除が行われるという特徴がある（南繁樹「デジタル課税—主権国家間の「協調の体系」形成への試み—」『ジュリスト』1567 号, 2022.2, p.23.）。なお、二重課税の排除が行われる事業体（企業）は、利益 A の支払義務を負う主体（paying entity）と位置付けられる（OECD, *op.cit.*(47), pp.135-154.）。

(71) 青写真によれば、適用対象企業が主管の税務当局（多くの場合、多国籍企業グループ最終親会社の居住地国の税務当局）に制度利用を申請すると、パネル（複数の税務当局等で構成）での審査に移行し、最終的には全税務当局がその結果に拘束されるという制度が想定されている（*ibid.*, pp.168-198; 太田・増田 前掲注(67), p.209.）。なお、税務執行能力が低い途上国に配慮して、相互協議手続の事例が僅少であるなど一定の途上国に限り、選択的・拘束的な制度が利用可能とされている（OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, *op.cit.*(7), p.2.）。

利益 A は、物理的拠点のない市場国にも多国籍企業の利益に対する課税権を配分するという点で、1920 年代に形成された「PE なければ課税なし」を始めとする国際課税ルールの抜本的な改革であると評されている⁽⁷²⁾。この見直しは、デジタル多国籍企業が適正な税負担をしていないという問題意識を背景に議論が進められた経緯から、巷間では「デジタル課税」と呼称される場合が多い。しかし、政治的な妥協を経て合意された新制度では、適用対象企業は、売上高及び利益率による量的基準（閾値）を満たす企業一般とされ、デジタル多国籍企業に限定されていない。そのため、この新制度は、もはやデジタル課税ではないとの見方も可能とされる。他方で、課税権が物理的拠点の有無によらず配分される点や、経済のデジタル化の恩恵を受けている企業が多く、超過利益を得ているという前提が採られている点を踏まえると、その意味ではデジタル課税（経済のデジタル化に対応した租税制度）であるとの整理も可能と指摘されている⁽⁷³⁾。

(2) 利益 A の適用対象企業の見込み

OECD は、利益 A の適用対象企業を約 100 社としている⁽⁷⁴⁾が、それ以外にも独自の推計が示されている。例えば、日本経済新聞は、条件に合致する企業を機械的に抽出すると、80 社程度が該当し、米国企業が 43.2%、中国企業が 13.6%、日本企業が 7.4%、フランス企業が 7.4% を占めるとしている⁽⁷⁵⁾。また、オックスフォード大学のデブロー（Michael Devereux）教授とシムラー（Martin Simmler）研究員が 2021 年 7 月時点で公表した推計によると、利益 A の適用対象企業は世界大手 500 社（Fortune Global 500）のうち 78 社であり、超過利益の市場国への配分割合を 20% とすると、配分総額は約 870 億ドル（11 兆円）に上り、そのうち米国企業による利益が約 64%、米国の大手 IT 企業 5 社（Apple、Microsoft、Google（親会社 Alphabet）、Intel 及び Facebook（現 Meta））による利益が約 32% を占めるという⁽⁷⁶⁾。なお、2021 年 10 月最終合意の段階では、制度詳細が固まっていない部分もあり、実際にどの企業が利益 A の適用対象になるかは、利益 A に係る多国間条約の策定作業等で明らかになる見通しと報じられている⁽⁷⁷⁾。

(3) 利益 B

2021 年 10 月最終合意の声明は、税務執行能力が低い国に配慮する観点から、利益 B と呼ばれる制度を導入し、市場国における基礎的な販売・流通活動⁽⁷⁸⁾に対する既存の移転価格税制の適用を簡素化・合理化することを掲げている⁽⁷⁹⁾。そのルールの策定作業は、2022 年末までに完了される予定である。利益 B の制度詳細は、2021 年 10 月最終合意の声明で示されていないが、青写真等では、多国籍企業グループが市場国に PE を有し、そこで基礎的な販売・流通活動が行われる場合に、その課税所得金額を一定の固定比率（売上高利益率など）で簡便に計

(72) 増井 前掲注(15), p.20; 南繁樹「特集 10 月に合意された「OECD デジタル課税・世界最低税率制度」の概要と企業への影響」『International taxation』488 号, 2021.12, p.26.

(73) 南 同上, p.26.

(74) OECD, *op.cit.*(65), p.18.

(75) 『日本経済新聞』前掲注(67)

(76) Michael Devereux and Martin Simmler, "Who Will Pay Amount A?" *EconPol POLICY BRIEF*, No.36, 2021.7. <<https://oxfordtax.sbs.ox.ac.uk/files/wp21-11-devereux-simmlerpdf>>

(77) 『日本経済新聞』前掲注(67)

(78) 具体的には、製品の購入・管理・輸送、顧客との注文・契約の処理、マーケティング活動等がこれに該当する。

(79) OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, *op.cit.*(7), p.3.

算できるようにする制度案が示されている⁽⁸⁰⁾。利益 A が市場国に新たな課税権を認める抜本的な制度改革であるのに対し、利益 B は既存の移転価格税制のマイナーチェンジであると解されている⁽⁸¹⁾。

(4) 2021 年 10 月最終合意の実施に向けた工程

利益 A の実施に当たっては、既存の租税条約の有無によらず、全ての国が参加可能な多国間の枠組みを導入するために、新たな多国間条約が策定・締結される。2021 年 10 月最終合意では、2022 年早期に多国間条約を策定し、2022 年中頃までに署名開放及び署名式を行った後、各国が多国間条約の批准手続を迅速に進め、一定の国の批准が完了し次第、2023 年から多国間条約を発効することが目標とされている⁽⁸²⁾。このスケジュールに対しては、当初から現実的な日程であるか疑問視する声が聞かれた⁽⁸³⁾。また、多国間条約について各国議会の承認が円滑に進むかも見通せない状況にある。特に、米国連邦議会では、条約の承認には出席した上院議員の 3 分の 2 以上（租税条約の場合には慣例で全会一致）の同意が必要とされており⁽⁸⁴⁾、承認に必要な同意が得られるか危ぶむ声は多い⁽⁸⁵⁾。

2021 年 10 月最終合意の声明は、多国間条約において全ての締結国が全ての企業に対する DST その他類似の措置（以下「DST 等」）を撤廃し、新たに同様の措置を将来にわたって導入しないよう義務付けるとしている⁽⁸⁶⁾。また、同声明は、多国間条約の発効前に新たに導入される DST 等について、2021 年 10 月 8 日から 2023 年 12 月 31 日又は多国間条約の発効のいずれか早い日までの間は課税を行わないとしている。こうした合意の背景には、国際合意後の DST 等の早期凍結・撤廃を求めてきた米国への配慮があったと報じられている⁽⁸⁷⁾。もっとも、DST 等の廃止は多国間条約の発効が前提になることから、DST 等の導入国で多国間条約の議会承認が停滞した場合には、既存の DST 等が残存するリスクもあると指摘されている⁽⁸⁸⁾。

2021 年 10 月最終合意後、OECD は、利益 A に係る各種のモデル規則案を公表し、公開討議を実施している⁽⁸⁹⁾。2022 年 5 月の世界経済フォーラムの年次総会（ダボス会議）で、コール

⁽⁸⁰⁾ OECD, *op.cit.*(47), pp.155-167; 太田・増田 前掲注(67), pp.203-204; 岡田至康・高野公人「特集 デジタル経済課税—第 1・第 2 の柱ブループリントと今後の動向 (1)—」『International taxation』477 号, 2021.1, p.28.

⁽⁸¹⁾ 太田・増田 同上

⁽⁸²⁾ OECD, *op.cit.*(65), p.10. 各国では利益 A の導入に対応した国内法改正が行われる。各国でそれぞれ実施される法改正の整合性を確保するため、2022 年早期に国内法改正に係るモデル規則の策定が予定されている。

⁽⁸³⁾ Business at OECD, “Business calls for clear rules and realistic timelines as OECD reaches landmark tax deal,” 2021.10.11. <<https://biac.org/wp-content/uploads/2021/10/2021-10-11-Business-at-OECD-Media-Release-OECD-Tax-Deal-2.pdf>>; 南前掲注(70), p.21.

⁽⁸⁴⁾ 合衆国憲法第 II 条第 2 節第 2 項の規定による。詳細については、松橋和夫「アメリカ連邦議会上院の権限および議事運営・立法補佐機構」『レファレンス』627 号, 2003.4, p.47. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999993_po_062702.pdf?contentNo=1> を参照。租税条約の場合、慣例で全会一致の同意が必要とされる点については、太田・増田 前掲注(67), p.210; 陣田直也「国際課税 租税条約の現状について」『租税研究』843 号, 2020.1, p.42 を参照。

⁽⁸⁵⁾ 増井 前掲注(45), p.20; 太田・増田 同上

⁽⁸⁶⁾ OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, *op.cit.*(7), p.3.

⁽⁸⁷⁾ 『日本経済新聞』前掲注(67); 「IT 独自課税を廃止 136 カ国・地域 法人税改革で合意」『日本経済新聞』2021.10.9, 夕刊; 「法人課税、10 月決着へ詰め、G20、独自デジタル税撤廃など」『日本経済新聞』2021.7.11.

⁽⁸⁸⁾ 「IT 独自課税を廃止 136 カ国・地域 法人税改革で合意」同上

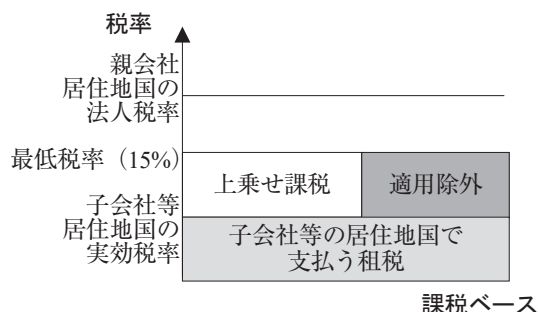
⁽⁸⁹⁾ 例えば、OECD は、2022 年 2 月 4 日にネクサスと売上げの帰属地の特定に関するモデル規則案 (OECD, “Public Consultation Document: Pillar One – Amount A: Draft Model Rules for Nexus and Revenue Sourcing: 4 February 2022 - 18 February 2022,” 2022. <<https://www.oecd.org/tax/beps/public-consultation-document-pillar-one-amount-a-nexus-revenue-sourcing.pdf>>)、2 月 18 日に課税ベースの算定に関するモデル規則案 (*idem*, “Public Consultation Document: Pillar

マン (Mathias Cormann) OECD 事務総長は、第1の柱について多国間条約の策定作業で各国の調整が難航しており、実施時期は2024年以降になるとの認識を示している⁽⁹⁰⁾。

2 第2の柱

第2の柱は、巨大な多国籍企業グループに対して事業を行ういずれの国においても最低税率以上の法人税を負担させる制度を国際協調により導入するものである。第2の柱の主たる構成要素は、グローバル・ミニマム課税（最低税率15%）に相当する「グローバル税源浸食防止（Global anti-Base Erosion: GloBE）ルール」であり、これに加えて「租税条約の特典否認ルール（Subject to Tax Rule: STTR）」が設けられている。第2の柱は、1980年代以降、世界的に進行してきた法人税率の引下げ競争（租税競争）に歯止めを掛けることを目的とする⁽⁹¹⁾。ただし、租税競争自体の排除は目的としていない⁽⁹²⁾。第2の柱では、世界全体で年1500億ドル（19兆円）の増収が見込まれている⁽⁹³⁾。第2の柱は、BEPSの残された課題に対応する見直しと位置付けられ、第1の柱（利益A）のような既存の国際課税ルールの抜本的改革には当たらないものの、「従来の国際社会が達成できなかった野心的な取組である」と評されている⁽⁹⁴⁾。

図2 所得合算ルールのイメージ



(出典) 財務省「説明資料〔新たな国際課税ルールに関する合意について〕(令3.11.12 総5-3) 2021.11.12, p.8. 内閣府ウェブサイト <<https://www.cao.go.jp/zeicho/content/3zen5kai3.pdf>> を基に筆者作成。

(1) GloBE ルールの概要

GloBE ルールは、「所得合算ルール (Income Inclusion Rule: IIR)」と「軽課税支払ルール (Undertaxed Payment Rule: UTPR)」の2つで構成される。IIR は、軽課税国に所在する構成事業体 (子会社等) の税負担が最低税率 (15%) に至るまで、親会社の居住地で上乗せ課税を行う制度である (図2)。UTPR は、IIR を補完する制度であり、親会社の居住国が IIR を導入していないなど、IIR の下で上乗せ課税が行われない場合にのみ適用される。具体的には、

One – Amount A: Draft Model Rules for Tax Base Determinations: 18 February 2022 - 4 March 2022,” 2022. <<https://www.oecd.org/tax/beps/public-consultation-document-pillar-one-amount-a-tax-base-determinations.pdf>>、4月4日に適用範囲に関する国内法のモデル規則案 (*idem*, “Public Consultation Document: Pillar One – Amount A: Draft Model Rules for Domestic Legislation on Scope: 4 April - 20 April 2022,” 2022. <<https://www.oecd.org/tax/beps/public-consultation-document-pillar-one-amount-a-scope.pdf>>) 等を公表している。

⁽⁹⁰⁾ Chris Giles et al., “Landmark OECD international tax deal pushed back a year,” *Financial Times*, 2022.5.24; 「デジタル課税「24年以降」 OECD 事務総長 各国の調整難航」『日本経済新聞』2022.5.25.

⁽⁹¹⁾ これまでにも、OECD や EU では、国家間で繰り広げられる租税競争の結果、各国の課税ベースが浸食されるとの問題意識を背景に、タックスヘイブンや有害な租税優遇措置 (実効税率を著しく低くする、非居住者のみを適用対象とする等) によって惹起される「有害な租税競争 (Harmful Tax Competition)」を抑制するための取組が進められてきた。例えば、OECD は1998年4月に有害な租税競争に関する報告書を公表した (OECD, *Harmful Tax Competition: An Emerging Global Issue*, Paris: OECD Publishing, 1998.)。また、EU 理事会は1997年12月にこの問題に対処する観点から事業課税に関する行動規範を採択した (“Resolution of the Council and the Representatives of the Governments of the Member States, meeting within the Council of 1 December 1997 on a code of conduct for business taxation,” OJ C2, 1998.1.6, pp.2-5. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:41998X0106&from=EN>>.)。

⁽⁹²⁾ OECD, *op.cit.*(65), p.4.

⁽⁹³⁾ *ibid.*, p.5.

⁽⁹⁴⁾ 吉村政穂「法人税の最低税率—GloBE ルールの概要および課題—」『ジュリスト』1567号, 2022.2, p.29.

UTPR では、軽課税国に所在する構成事業体（親会社を含む。）の税負担が最低税率（15%）に至るまで、別の構成事業体が所在する国で使用料等の支払に対する損金算入の否認又は相応の調整によって上乗せ課税が行われる。適用範囲や上乗せ税額の計算方法は、GloBE ルール全体で共通化されている。

GloBE ルールは、連結財務諸表上の年間総収入金額が 7.5 億ユーロ（1000 億円）以上⁽⁹⁵⁾の多国籍企業に適用される⁽⁹⁶⁾。この閾値は、国別報告事項（country-by-country report）⁽⁹⁷⁾と同一水準に設定されている。GloBE ルールでは、各国別⁽⁹⁸⁾に「調整後の対象税額 ÷ GloBE 純所得（財務諸表上の税引前利益に一定の調整を行ったもの）」で実効税率が算定される⁽⁹⁹⁾。最低税率 15% から実効税率を差し引いた税率差が上乗せ税率となり、これを課税ベースに乗じて上乗せ税額が算定される。

課税ベースは、GloBE 純所得から有形資産（簿価）及び支払給与のそれぞれ 5% を控除したものとされる⁽¹⁰⁰⁾。この控除は、適用除外（carve-out）と呼ばれ、導入後 10 年間の経過措置として控除率が上乗せされる⁽¹⁰¹⁾。適用除外は、実態のある事業活動で生じた所得を課税対象から除外する目的で設けられた。税制優遇措置によって実効税率が低下し、最低税率を下回る場合でも、実態のある事業活動が行われていれば、適用除外により GloBE ルールの課税ベースは縮小される。適用除外を導入した背景には、税制優遇措置によって製造業を中心に外資系企業の誘致を進めてきた途上国への配慮があったという⁽¹⁰²⁾。適用除外は、我が国の多国籍企業にとっても、海外進出先で税制優遇措置を利用する例が多い状況に鑑みると、実務上、極めて大きな意味を持つと指摘されている⁽¹⁰³⁾。

GloBE ルール（IIR）をめぐっては、米国で 2017 年税制改革法により導入された GILTI 制度⁽¹⁰⁴⁾との関係が課題となっていた。両者は低課税の所得を親会社で合算課税を行う点で共通するものの⁽¹⁰⁵⁾、前者は各国ベースで実効税率を計算するのに対し、後者は全世界ベースで合算対象

⁽⁹⁵⁾ 各国は、国内法により、当該閾値を満たさない自国に本拠地を置く企業に対しても IIR を適用することが可能とされている。OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, *op.cit.*(7), p.4.

⁽⁹⁶⁾ 政府機関、国際機関、NPO、年金基金、投資ファンド又はその保有ビークル（投資の促進を主な目的とした共同事業形態）には、GloBE ルールは適用されない。国際的な活動の初期段階にある企業（国外保有の有形資産が 5000 万ユーロ以下かつ国外の事業展開先が 5 か国以下）は、GloBE ルールの導入から 5 年間又は当該企業が同ルールの対象になってから 5 年間に限り、UTPR の適用が免除される。 *ibid.*

⁽⁹⁷⁾ 多国籍企業グループの定量的な活動概況（総収入金額、税引前利益、法人税額、従業員数等）を国ごとに記載したものをいう。BEPS プロジェクトの行動 13（多国籍企業情報の文書化）で国別報告事項の導入が勧告された。

⁽⁹⁸⁾ 適用対象企業の売上げが 1000 万ユーロ未満かつ利益が 100 万ユーロ未満となる国を GloBE ルールの対象から除外する少額免除のルールが設けられる。OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, *op.cit.*(7), p.4.

⁽⁹⁹⁾ 以下の上乗せ課税の説明については、一部、2021 年 12 月に公表されたモデル規則を参照している。OECD, “Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy – Global Anti-Base Erosion Model Rules (Pillar Two),” 2021, pp.15-17, 28-31. <<https://www.oecd.org/tax/beps/tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy-global-anti-base-erosion-model-rules-pillar-two.pdf>>

⁽¹⁰⁰⁾ 控除後の所得は、モデル規則上、超過利益（Excess Profit）と呼称されている（*ibid.*, p.29.）。利益 A と同様、GloBE ルールも超過利益に課税する制度であると整理できる。

⁽¹⁰¹⁾ 具体的には、導入当初は有形資産（簿価）の 8%、支払給与の 10% の控除が認められ、前半の 5 年間は双方とも毎年 0.2% ポイント、後半の 5 年間は前者で毎年 0.4% ポイント、後者で毎年 0.8% ポイント、控除率の引下げが行われる（OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, *op.cit.*(7), p.4.）。適用除外は、2021 年 7 月大枠合意の段階で盛り込まれたが、その時点では、経過措置は導入後 5 年間（控除率は少なくとも 7.5%）とされていた。

⁽¹⁰²⁾ OECD, *op.cit.*(65), pp.4-5, 18-19; 『日本経済新聞』前掲注(67)

⁽¹⁰³⁾ 太田・増田 前掲注(67), p.213.

⁽¹⁰⁴⁾ GILTI は、Global Intangible Low-Taxed Income（グローバル無形資産低課税所得）の略語である。GILTI 制度は、一定の方法で計算した外国子会社の所得（GILTI）を米国株主側で合算課税する制度をいう。

⁽¹⁰⁵⁾ なお、GILTI 制度と、同時に導入された BEAT（Base Erosion and Anti-abuse Tax. 税源浸食・濫用対策税）は、第 2 の柱の提案に重要な示唆を与えたと言われている（陣田直也「租税競争への対抗と第 2 の柱（Pillar Two）」『ファイ

となる所得を計算するという違いがある。2021年10月最終合意の声明は、GILTI制度とGloBEルールの共存について公平な競争条件を確保する観点から検討が行われるとしている⁽¹⁰⁶⁾。

(2) STTRの概要

第2の柱における2つ目の構成要素であるSTTRは、多国籍企業グループ内の関連者間で行われる利子、使用料等の支払について、受取側の国で課される名目税率⁽¹⁰⁷⁾が最低税率(9%)を下回る場合に、支払側の国(源泉地国)が租税条約上の恩典(源泉徴収税の減免)を否認し、最低税率まで上乘せ課税を行う制度である⁽¹⁰⁸⁾。2021年10月最終合意の声明は、STTRを途上国にとって第2の柱の合意に不可欠な要素と位置付けており、利子、使用料等の支払に対してSTTRの最低税率未満の名目税率を適用するIF参加国は、途上国のIF参加国から要請があった場合には、STTRを租税条約に盛り込むとしている⁽¹⁰⁹⁾。

(3) 2021年10月最終合意の実施に向けた工程等

第2の柱については、2022年に各国が国内法改正を進め、2023年に実施(UTPRは2024年に実施)することが予定されている⁽¹¹⁰⁾。GloBEルールの導入に際しては、「共通アプローチ(common approach)」が採られる。これは、GloBEルールを導入するか否かはIF参加国の任意であるが、GloBEルールの導入国には、ルールの詳細を定めるモデル規則やガイダンスを含め、第2の柱の合意内容に準拠した制度の導入・執行が求められるというものである。

2021年10月最終合意後、OECDは、IFの承認を経て、2021年12月20日にGloBEルールのモデル規則を、2022年3月14日に同ルールの適用・運用に関する技術的なガイダンスに当たるコメントリーを公表した⁽¹¹¹⁾。モデル規則には、新たに「適格国内最低トップアップ税

ナンシャル・レビュー』143号、2020.6、p.76.)。BEATは、国外関連者に対して一定の利子、ロイヤリティ等の支払(税源浸食的支払)を行う場合に追加的な税負担を求める制度である。

⁽¹⁰⁶⁾ 米国では、GILTI制度について所要の見直しを行う動きがある。例えば、ビルド・バック・ベター法案(H.R.5376, 117th Cong. (2021))には、GILTI制度について全世界ベースの計算から各国ベースの計算への移行等の見直しが盛り込まれた(佐藤 前掲注56)。ただし、同法案は、2021年11月に連邦議会下院で可決されたものの、与党民主党の一部の上院議員が反対したことを受けて頓挫している。

⁽¹⁰⁷⁾ STTRでは、実効税率(effective tax rate)ではなく、名目税率(nominal tax rate)が判定の基準に使用される。名目税率には、法定税率を基に優遇税率、非課税措置等を調整したものが用いられる。名目税率は、税務執行能力の低い途上国の税務当局でも執行が比較的容易といった利点があるとされる。OECD, *op.cit.*(48), p.163.

⁽¹⁰⁸⁾ 2021年10月最終合意の声明ではSTTRの制度内容が詳細に記述されていないため、STTRの説明は青写真の記述による(*ibid.*, pp.150-152.)。南 前掲注72, p.35も参照した。

⁽¹⁰⁹⁾ OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, *op.cit.*(7), p.5.

⁽¹¹⁰⁾ 2021年10月最終合意の声明の付録では、STTRについて制度実施に必要なモデル条約の関連規定を2021年11月までに策定するという予定が示されている。また、STTRの租税条約への導入が迅速かつ整合性のある形で実施されるよう、2022年中頃までに多国間条約の策定も予定されている。*ibid.*, p.7.

⁽¹¹¹⁾ OECD, *op.cit.*(99); *idem*, "Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy – Commentary to the Global Anti-Base Erosion Model Rules (Pillar Two)," 2022. <<https://www.oecd.org/tax/beps/tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy-global-anti-base-erosion-model-rules-pillar-two-commentary.pdf>> モデル規則の策定では公開討議は行われず、審議過程へのアクセスが政治的主体に限られる点が問題として指摘されている(吉村 前掲注94, p.33.)。EUでは、欧州委員会が2021年12月22日にモデル規則に対応した指令案(COM(2021) 823 final)を公表しており、経済・財務相理事会で同指令案の審議が行われている。EUでは、税制に係る決定は、経済・財務相理事会での全会一致の合意が必要とされるが、2022年4月時点では全会一致の合意は得られていない。なお、OECDは、2022年3月14日に、GloBEルールの執行の整合性を確保するための「執行枠組み(implementation framework)」の策定に向けて意見募集を開始した(意見募集の範囲は同ルールの執行・運用関係に限定されている)。“Tax challenges of digitalisation: OECD invites public input on the Implementation Framework of the global minimum tax,” 2022.3.14. OECD website <<https://www.oecd.org/tax/beps/oecd-invites-public-input-on-the-implementation-framework-of-the-global-minimum-tax.htm>>

(Qualified Domestic Minimum Top-up Tax: QDMTT)」が盛り込まれた。これは、各国が国内法で導入するミニマム税で、国内に所在する現地企業を対象に GloBE ルールと同様の方法 ((GloBE 純所得 - 適用除外) × 最低税率までの上乗せ税率) で課税するものをいう⁽¹¹²⁾。QDMTT の税額は GloBE ルールの上乗せ税額から控除することが認められており、QDMTT は GloBE ルールの IIR 及び UTPR に優先して適用されることになる。OECD が公表する解説文書は、QDMTT により、現地国で生じた所得に対する最初の課税権が当該国に保持されると説明している⁽¹¹³⁾。ただし、QDMTT の導入をめぐるっては、多くの批判が寄せられている (第 II 章 3(2) で詳述)。

(4) 適用対象企業数・増収額の見込み

GloBE ルールと同一の売上高に係る閾値が適用される国別報告事項の適用実績を見ると、国別報告事項の適用対象企業は、全体で 38 か国の 6,000 社弱であり、上位 5 か国の内訳は、米国が 1,575 社 (全体の 26.3%)、我が国が 866 社 (同 14.5%)、英国が 394 社 (同 6.6%)、ドイツが 379 社 (同 6.3%)、中国が 264 社 (同 4.4%) である (2017 年時点)⁽¹¹⁴⁾。GloBE ルールは、上述のとおり、各国の国内法改正によって導入されるが、多くの多国籍企業が本拠地とする一部の国 (G7 又は G20) が導入すれば、グローバル・ミニマム課税の目的は達成されるとの見方がある⁽¹¹⁵⁾。

2017 年時点の国別報告事項のデータに基づき、GloBE ルール導入による増収見込額を推計した論文 (2021 年 10 月公表) によると、増収見込額は表 2 のとおりである⁽¹¹⁶⁾。適用除外は、GloBE ルールの増収額を 10 ~ 20% 程度押し下げる要因となっている。

表 2 GloBE ルール導入による増収見込額の推計

(単位: 10 億ユーロ)

国名	適用除外なし	初年度 (有形資産の 8% 及び支払給与の 10%を控除可)	10 年後 (有形資産及び 支払給与の 5%を控除可)
米国	57.0	51.2	53.4
英国	11.0	6.8	8.4
フランス	3.9	3.3	3.5
ドイツ	13.1	7.8	9.9
日本	5.9	4.7	5.1
合計	232.0	185.2 (20.2%)	203.3 (12.4%)

(注 1) 2017 年の国別報告事項のデータに基づく試算。
 (注 2) 合計欄は、調査対象とした 46 か国の合計値。括弧内の数値は、「適用除外なし」の場合と比較した減少率。
 (出典) Mona Barake et al., "Revenue Effects of the Global Minimum Tax: Country-By-Country Estimates," *EUTAX Observatory Note*, No.2, 2021.10, pp.12-13. <<https://www.taxobservatory.eu/wp-content/uploads/2021/10/Note-2-Revenue-Effects-of-the-Global-Minimum-Tax-October-2021.pdf>> を基に筆者作成。

3 2021 年 10 月最終合意をめぐる論評

(1) 第 1 の柱

経済のグローバル化・デジタル化が進行し、従来の国際課税ルール (「PE なければ課税なし」及び「独立企業原則」) が適正に機能しなくなる中で、デブロー教授らは、その抜本的な改革

(112) OECD, *op.cit.*(99), p.64.

(113) OECD, "The Pillar Two Rules in a Nutshell," p.1. <<https://www.oecd.org/tax/beps/pillar-two-model-rules-in-a-nutshell.pdf>>

(114) OECD, "Corporate Tax Statistics," Third Edition, 2021, pp.35-36. <<https://www.oecd.org/tax/tax-policy/corporate-tax-statistics-third-edition.pdf>>

(115) Michael P. Devereux and John Vella, "A historic global minimum tax has been agreed! But has it?" 2021.7.15. Oxford University Centre for Business Taxation website <<https://oxfordtax.sbs.ox.ac.uk/article/historic-global-minimum-tax-has-been-agreed-has-it>>

(116) Mona Barake et al., "Revenue Effects of the Global Minimum Tax: Country-By-Country Estimates," *EUTAX Observatory Note*, No.2, 2021.10, pp.12-13. <<https://www.taxobservatory.eu/wp-content/uploads/2021/10/Note-2-Revenue-Effects-of-the-Global-Minimum-Tax-October-2021.pdf>>

方法として、所得に比べて可動性の低い消費に着目し、財・サービスの最終消費が行われる仕向地国（＝市場国）に事業所得への課税権を配分することを提言している⁽¹¹⁷⁾。同氏らは、その具体的な方法として、①所得による残余利益配分法（Residual Profit Allocation by Income: RPAI）と②仕向地主義キャッシュフロー法人税（Destination-Based Cash-Flow Tax: DBCFT）の2つを提唱している。①は、多国籍企業の通常利益を上回る残余利益（超過利益）を一定の基準に基づき仕向地国に配分する方法⁽¹¹⁸⁾であり、定式配分法⁽¹¹⁹⁾の一種に位置付けられる。②は、法人税の課税ベースを所得からキャッシュフローにした上で、課税地原則として仕向地主義⁽¹²⁰⁾を適用するものである⁽¹²¹⁾。第1の柱の利益Aは、定式配分法を部分的に採用しており、RPAIの提案に依拠したものである⁽¹²²⁾。OECDは、これまで定式配分法を否定し、独立企業原則に基づく課税を支持してきたことから、利益Aで定式配分法を容認したことは「時代の変化を感じさせる大転換」と評されている⁽¹²³⁾。また、従来の国際課税ルールでは、グローバルな事業活動で生じた利益に対する課税権は居住地国と源泉地国との間で配分されてきたところ、利益Aで超過利益の一部に対する課税権が市場国に認められたことは、これまでの国際課税の体系を抜本的に変容させる萌芽となるものであると指摘されている⁽¹²⁴⁾。

(2) 第2の柱

第2の柱をめぐるのは、ズックマン（Gabriel Zucman）カルフォルニア大学准教授は、15%という最低税率は依然として低いが、多国籍企業がタックスヘイブンを利益移転を行う必要性が薄れること、グローバル経済下で不可避と考えられてきた法人税率の引下げ競争に極めて重要な転換をもたらすこと等を指摘している⁽¹²⁵⁾。吉村政穂一橋大学教授は、OECD加盟国・G20参加国のほとんどは15%を上回る法人税率を設定しており、租税競争は緩和されるものの、終了するわけではないというのが適切な評価であるとし、今後は間接税や補助金を通じた資本

(117) Michael P. Devereux et al., *Taxing profit in a global economy: a report of the Oxford international tax group*, Oxford: Oxford University Press, 2021, pp.1-20.

(118) 具体的には、通常利益については確立された移転価格税制（独立企業原則）の手法を用いて多国籍企業の機能・活動のある国に配分し、残余利益については各国の残余総所得（売上げから分割可能な費用と通常利益を差し引いたもの）に応じて仕向地国に配分するという方式である。ibid., pp.190-193.

(119) 定式配分法（formula apportionment）とは、越境して活動を行う企業の全所得を計算して、定式により各国・地域に課税ベースを割り当てる方法をいう。この方法は、米国やカナダで州法人税の課税ベースを州間で配分する方法として伝統的に用いられており、近年では欧州委員会が提案するEU域内で法人税の課税ベースを統一する改革案（Common Consolidated Corporate Tax Base: CCCTB）でも取り入れられている。鈴木将覚「法人税はどこへ向かうのか？」証券税制研究会編『企業課税をめぐる最近の展開』日本証券経済研究所，2020，p.179.

(120) 一般に間接税で適用される課税地原則の1つであり、財・サービスの最終消費地で課税し、そのために国境税調整（輸入課税及び輸出免税）を行うものである。もう1つの課税地原則は、財・サービスの生産地で課税する「原産地主義」である（国境税調整なし）。従来型の法人税（直接税）で基本的に採用されている「源泉地主義」（所得の発生地で課税）は、企業の所得が商品の生産国で発生することを前提にすると、原産地主義と実質的に一致するものと言える。

(121) DBCFTは、キャッシュフロー法人税の課税ベース（資本所得－投資）に国境調整に対応した金額（輸入－輸出）を加えたものを課税ベースとする法人税である。DBCFTには、源泉地主義に基づく従来型の法人税の下で生じる企業の立地選択と利益移転に対する非中立性の問題が解決されるという利点がある。詳細は、佐藤良「法人税の抜本的改革方法の類型と事例－キャッシュフロー法人税、ACE、CBIT、DBCFT－」『レファレンス』848号，2021.8，pp.126-128。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11713848_po_084805.pdf?contentNo=1>を参照。

(122) Devereux et al., *op.cit.*(117), p.19. ただし、RPAIは全ての超過利益を仕向地国に配分するのに対し、利益Aは超過利益の一部しか配分対象としない等の違いがある。

(123) 鈴木将覚「（経済教室）法人課税 国際合意の意義（上）」『日本経済新聞』2021.12.20. 定式配分法に対する認識の変化やこれまで提案されてきた定式配分法の類型については、栗原克文「独立企業原則（ALP）と定式配分について」『筑波ロー・ジャーナル』31号，2021.12，pp.1-38が詳しい。

(124) 南 前掲注(70), pp.27-28. 制度施行7年後には売上高に係る閾値の引下げが検討されることに加え、今後、超過利益の市場国への配分割合が更に拡大される可能性も指摘されている（同，p.28.）。

(125) ガブリエル・ズックマン「（経済教室）法人課税 国際合意の意義（下）」『日本経済新聞』2021.12.21.

の誘致競争に移行する可能性がある」と指摘している⁽¹²⁶⁾。また、租税競争の下で特定の国に資本が集中し、企業立地が偏る場合でも、知識のスピルオーバー効果⁽¹²⁷⁾によって世界的な経済厚生に正の外部効果が及ぶこと等を踏まえると、租税競争の下での最適税率は10%程度と推定され、最低税率15%の水準は議論の余地があるとの指摘もある⁽¹²⁸⁾。GloBEルールの制度詳細をめぐっては、適用除外で10年間の経過措置（控除率の上乗せ）が設けられたことに加えて、多くの抜け穴が存在しており、見掛け倒しであるといった批判が見られる⁽¹²⁹⁾。

我が国との関連では、日本企業の多くは欧米企業と比べて積極的な租税回避は行っておらず、法人税負担の差が研究開発投資等の差となり、企業の国際競争力に負の影響を与えてきたと見られており、第2の柱の見直しによって税負担の格差が縮小することへの期待感があると報じられている⁽¹³⁰⁾。実務的な側面からは、第2の柱の実施に伴い、適用対象企業の事務負担が増加することが懸念されている⁽¹³¹⁾。我が国には、多国籍企業による外国子会社を利用した租税回避を防止するために、一定の条件に該当する外国子会社の所得相当額を、親会社の所得とみなして合算課税を行う「外国子会社合算税制（CFC税制）」が存在する。GloBEルールとCFC税制には、制度趣旨に相違が見られるものの、手法や効果の点では共通点も多いと指摘されている⁽¹³²⁾。多国籍企業はCFC税制への対応で既に多くの事務負担を負っており、GloBEルールが単純に併設されれば、更なる事務負担の増加が見込まれることから、CFC税制との関係整理やその簡素化を求める声が聞かれる⁽¹³³⁾。

モデル規則で新たに導入されたQDMTTをめぐっては、①軽課税国・タックスヘイブンが自国にQDMTTを導入する場合、GloBEルールの下で見込まれる追加的な税収が当該国に優先的に帰属されることになる、②モデル規則でQDMTTが導入されるに至ったプロセスが不透明である、③各国が法人税の税率引下げ・廃止を行い、その代わりにQDMTTを導入する誘因を与え、法人税率の引下げ競争に対する歯止めの効果を失わせる、等の批判が見られる⁽¹³⁴⁾。

⁽¹²⁶⁾ 吉村 前掲注(94), p.34.

⁽¹²⁷⁾ 企業による研究開発等の成果が新たな知識や技術として結実すると、その便益が広く波及する効果をいう。

⁽¹²⁸⁾ 盛本圭一「経済学者が読み解く現代社会のリアル（第161回）租税回避と租税競争 法人税率低下をどう見るか」『週刊東洋経済』7047号, 2022.4.23, pp.88-89; Noritaka Maebayashi and Keiichi Morimoto, “Global Corporate Income Tax Competition, Knowledge Spillover, and Growth,” 2022.4.8. <<http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.4079004>>

⁽¹²⁹⁾ オックスファムのルイズ (Susana Ruiz) 氏によるコメント。“OECD tax deal is a mockery of fairness,” 2021.10.8. Oxfam International website <<https://www.oxfam.org/en/press-releases/oecd-tax-deal-mockery-fairness-oxfam>>

⁽¹³⁰⁾ 『日本経済新聞』前掲注(67)

⁽¹³¹⁾ 「国際法人税、迫る事務負担増 企業、最低税率15%合意で懸念 既存税制との重複課題」『日経産業新聞』2021.10.29.

⁽¹³²⁾ デジタル経済下における国際課税研究会「デジタル経済下における国際課税のあり方について（デジタル経済下における国際課税研究会中間報告書）」2021.8.19, pp.13-16. 経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/shingikai/external_economy/international_taxation/pdf/20210819_2.pdf>

⁽¹³³⁾ 『日経産業新聞』前掲注(31); 同上 なお、こうした点に関して、自由民主党及び公明党による「令和4年度税制改正大綱」は、国際合意に則った法制度の整備を進める際には、我が国企業等への過度な負担とならないように既存制度との関係などにも配慮しつつ、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討するとしている。自由民主党・公明党 前掲注(10), p.12.

⁽¹³⁴⁾ 岡直樹「15%のグローバルミニマム税を日本租税法に落とし込む」2022.3.3. 東京財団政策研究所ウェブサイト <<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3931>>; Michael P. Devereux et al., “Pillar 2: Rule Order, Incentives, and Tax Competition,” *Oxford University Centre for Business Taxation Policy Brief*, 2022.1.14. <<http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.4009002>> なお、EUでは、第2の柱のモデル規則に対応した指令案（前掲注(11)参照）でQDMTTが規定されている。また、英国やスイスでも、第2の柱を実施するための国内法改正案にQDMTTを盛り込む方向で検討が進められている。HM Treasury and HM Revenue & Customs, “OECD Pillar 2 Consultation on implementation,” 2022.1. <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1045663/11Jan_2022_Pillar_2_Consultation_.pdf>; “Bundesrat eröffnet Vernehmlassung zur Umsetzung der OECD/G20-Mindestbesteuerung,” 2022.3.11. Der

Ⅲ デジタルサービス税をめぐる動向

1 概要と経緯

経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対応するために、国際的な合意に基づく国際課税ルールの見直しに向けて議論が進められてきた一方、その決着を待たずに、各国の国内法改正によって一方的措置を導入する動きが世界的に拡大してきた。その類型は、OECD の中間報告書（2018年3月）によると、① PE の範囲拡張、②源泉徴収税、③売上税、④巨大な多国籍企業を対象とする特定制度、の4つに整理される⁽¹³⁵⁾。

一方的措置のうち、欧州諸国を中心に導入が進められ、注目されてきたのが、③売上税に属するデジタルサービス税（DST）である。DST は、デジタル多国籍企業が市場国で多額の収益を上げながらも十分な法人税を負担していないという問題意識の下で、各国で導入が進められてきた。グリア OECD 事務総長は、2021年1月のIF総会で、2021年半ばまでに解決策への合意がなされなければ、40を超える国がDSTの導入を検討又は実施すると述べている⁽¹³⁶⁾。DSTの導入国が拡大してきた背景には、売上税（間接税）の形式を採るDSTは、法人税（直接税）とは異なり、租税条約の適用外となるため、各国が国内法改正により独自に課税を実施できることがあると指摘されている⁽¹³⁷⁾。

2 EUの動向

欧州諸国でDSTの嚆矢（こうし）となったのは、欧州委員会が2018年3月21日に提案した指令案である⁽¹³⁸⁾。同指令案のDSTは、多国籍企業の年間売上高が全世界で7.5億ユーロ（1000億円）かつEU域内で5000万ユーロ（70億円）を超える場合に、特定のデジタルサービス事業による売上げに税率3%を課すというものであった（表3）。同指令案をめぐるのは、2018年末までの合意に向けて議論が行われたが、2019年3月には、一部の加盟国の反対を受けて合意が一旦断念され、OECDの議論を通じて国際協調による解決を目指す方針が採られた⁽¹³⁹⁾。

Bundesrat website <<https://www.admin.ch/gov/de/start/dokumentation/medienmitteilungen.msg-id-87569.html>> スイスについては、Dominik Birrer and Etienne Michaud, “Switzerland initiates public consultation on the implementation of BEPS 2.0 starting in 2024,” 2022.3.16. PwC website <<https://www.pwc.ch/en/insights/tax/switzerland-initiates-public-consultation-on-the-implementation-of-beps-2-0-starting-in-2024.html>> も参照。

⁽¹³⁵⁾ OECD, *op. cit.*(13), pp.134-164.

⁽¹³⁶⁾ “OECD, 11th Meeting of the Inclusive Framework on BEPS: Remarks by Angel Gurría, Secretary-General,” 2021.1.27. OECD website <<https://www.oecd.org/about/secretary-general/oecd-sg-at-meeting-of-the-inclusive-framework-on-beps-27-january-2021.htm>> 欧州諸国におけるDSTの動向（2021年11月22日現在）については、Elke Asen and Daniel Bunn, “What European OECD Countries Are Doing about Digital Services Taxes,” 2021.11.22. Tax Foundation website <<https://taxfoundation.org/digital-tax-europe-2020/>> が詳しい。

⁽¹³⁷⁾ 例えば、岡直樹「デジタル独自課税を巡る米・欧の攻防とOECD合意の展望（BEPS）」2020.6.23. 東京財団政策研究所ウェブサイト <<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3455>> 等。

⁽¹³⁸⁾ European Commission, “Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE on the common system of a digital services tax on revenues resulting from the provision of certain digital services,” COM(2018) 148 final, 2018.3.21. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52018PC0148&from=en>> DSTは暫定措置と位置付けられ、これと同時に、デジタル事業を行う企業がEU加盟各国に物理的拠点を持しない場合でも、一定の場合に「重要なデジタル存在（significant digital presence）」と呼ばれるネクサスを有するとみなし、EU加盟各国がデジタル事業による利益に課税できるようにすることを主な内容とする指令案が公表された（European Commission, “Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE, laying down rules relating to the corporate taxation of a significant digital presence,” COM(2018) 147 final, 2018.3.21. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52018PC0147&from=EN>>）。

⁽¹³⁹⁾ EUにおけるDST、後述のデジタル賦課金の検討経緯については、“Digital taxation.” European Council, Council of

その後、EUでは、2020年7月に新型コロナウイルス感染症による経済的ショックからの経済復興に向けて「復興基金」を創設することが合意され、その償還に充てるため、EUの新たな独自財源の確保策の1つとして「デジタル賦課金 (digital levy)」の検討が開始された。欧州委員会は、デジタル賦課金について、OECDを中心とする国際的な合意と整合的な形で設計するとしつつも、追加的な政策オプションの1つとして、EU域内のデジタル事業によって生じた売上高に対して課税するというDSTに相当する制度を挙げていた⁽¹⁴⁰⁾。しかし、その後、国際的な合意の進展を受けて、欧州委員会は、2021年12月に、第1の柱でEU加盟各国に配分される超過利益の15%をEUの新たな独自財源とすることを提案しており⁽¹⁴¹⁾、今日までEUレベルでのDST（又はこれに相当する制度）の導入に進展は見られない。

3 G7を中心とする各国の動向

EUで2018年にDSTの導入に係る指令案が提示され、その合意が頓挫した後、欧州諸国を中心に各国でDSTを導入する動きが相次いだ⁽¹⁴²⁾。G7各国の動向を見ると、DSTの導入に係る法律は、フランスでは2019年7月（2019年1月から適用）⁽¹⁴³⁾、英国では2020年7月（2020年4月から適用）⁽¹⁴⁴⁾、イタリアでは2019年12月（2020年1月から適用）⁽¹⁴⁵⁾に制定された。カナダでは、連邦政府が2021年10月最終合意と整合的な方法（2024年1月1日以降、第1の柱を実施するための多国間条約が発効されていない場合に限り課税）で暫定措置としてDSTを導入することを提案している⁽¹⁴⁶⁾。いずれの国のDSTも、制度の構造はEUの指令案と

the European Union website <<https://www.consilium.europa.eu/en/policies/digital-taxation/>>; “Digital levy and a proposal for digital levy as own resource.” European Parliament website <<https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-europe-fit-for-the-digital-age/file-digital-levy>> を参照。

⁽¹⁴⁰⁾ European Commission, “Inception Impact Assessment,” Ares(2021)312667. <[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=PI_COM:Ares\(2021\)312667&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=PI_COM:Ares(2021)312667&from=EN)>

⁽¹⁴¹⁾ European Commission, “Proposal for a COUNCIL DECISION amending Decision (EU, Euratom) 2020/2053 on the system of own resources of the European Union,” COM(2021) 570 final, 2021.12.22. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:52021PC0570&qid=1641113674490&from=EN>>

⁽¹⁴²⁾ 以下の各国動向の記述については、Andres B. Schwarzenberg, “Section 301 Investigations: Foreign Digital Services Taxes (DSTs),” *In Focus*, 2021.3.1. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/IF/IF11564>>; EY 税理士法人「諸外国等における経済の電子化を踏まえた課税の動向等に係る調査研究事業 調査報告書」2021.3.31, pp.161-237. 経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2020FY/000112.pdf>; 『ビジネス短信』JETRO ウェブサイトの各記事等を参照した。

⁽¹⁴³⁾ Loi n° 2019-759 du 24 juillet 2019 portant création d’une taxe sur les services numériques et modification de la trajectoire de baisse de l’impôt sur les sociétés. なお、2019年1月から適用とは、適用対象企業のDSTの納税義務が当該月から発生することを意味する（以下同様）。

⁽¹⁴⁴⁾ Finance Act 2020 (c.14).

⁽¹⁴⁵⁾ Legge 27 dicembre 2019, n.160. Bilancio di previsione dello Stato per l’anno finanziario 2020 e bilancio pluriennale per il triennio 2020-2022. イタリアでは、DSTに相当する税が2018年予算法及び2019年予算法で措置されていたが、制度実施の要件とされたデクレ（政令）が公布されず、いずれも実施されなかった。2020年予算法（2019年12月制定）では、制度実施のためのデクレを要件としない形でDSTが措置された。2020年12月まで具体的な制度の実施方法は提示されず、2020年中に課税は行われなかったが、2021年1月には制度実施のためのガイドラインが公表されている。Office of the United States Trade Representative Executive Office of the President, “Section 301 Investigation: Report on Italy’s Digital Services Tax,” 2021.1.6, pp.1-2. <<https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Report%20on%20Italy%E2%80%99s%20Digital%20Services%20Tax.pdf>>; “Italian Tax Authorities issue final guidelines on Digital Services Tax,” 2021.1.20. EY website <https://www.ey.com/en_gl/tax-alerts/italian-tax-authorities-issue-final-guidelines-on-digital-servic>

⁽¹⁴⁶⁾ DSTの導入は、2020年秋季経済声明で提案され、2021年予算で制度の詳細が提示された。連邦政府は議会への法案提出に先立ち、2022年2月22日まで利害関係者からの意見募集を行っていた。2022年4月現在、寄せられた意見の精査中とされる。“Digital Services Tax Act.” Government of Canada website <<https://www.canada.ca/en/departement-finance/news/2021/12/digital-services-tax-act.html>>; “2022 Budget: Tax Measures: Supplementary information,” p.40. Government of Canada [budget] website <<https://budget.gc.ca/2022/pdf/tm-mf-2022-en.pdf>>

共通している（表3）。なお、ドイツ及び我が国では、DSTの導入又はその具体的な検討は行われていない。

表3 主なデジタルサービス税（DST）の事例

	EU	英国	フランス	イタリア	カナダ
対象事業	①オンライン広告 ②オンラインプラットフォーム ③ユーザーデータ販売	①ソーシャルメディアプラットフォーム ②検索エンジン ③オンラインマーケットプレイス	①デジタルインタフェースの提供 ②オンラインのターゲティング広告	①オンライン広告 ②オンラインプラットフォーム ③ユーザーデータ販売	①オンラインマーケットプレイス ②オンラインのターゲティング広告 ③ソーシャルメディア ④ユーザーデータ販売
課税標準・税率	売上高の3%	売上高の2%（2500万ポンドは非課税）	売上高の3%	売上高の3%	売上高の3%
売上高の閾値	全世界で7.5億ユーロ超かつEU域内で5000万ユーロ超	全世界で5億ポンド超かつ国内で2500万ポンド超	全世界で7.5億ユーロ超かつ国内で2500万ユーロ超	全世界で7.5億ユーロ超かつ国内で550万ユーロ超	全世界で7.5億ユーロ超かつ国内で2000万カナダドル超
税収見込額	年50億ユーロ	6年間で21.45億ポンド（2021年度は3.9億ポンド）	4年間で20.5億ユーロ（2021年は5.5億ユーロ）	年7.08億ユーロ	5年間で34億カナダドル
状況	・2018年3月に指令案を公表。2019年3月に合意を断念。 ・2020年7月以降、デジタル賦課金の1案として検討が再開されるも、現在まで進展なし。	・2020年7月法律制定。 ・2020年4月から適用（納付期限は事業年度末から9か月経過した日の翌日に設定。適用初回の事業年度は2021年3月末に終了）。	・2019年7月法律制定。 ・2019年1月から適用（米国に配慮して課税を一時停止したが、2020年12月に再開）。	・2019年12月法律制定。 ・2020年1月から適用（初回の納付期限は2021年2月の予定）。	・2020年11月に政府提案。 ・2024年1月からの制度開始（2022年1月から適用）を想定。

（出典）各国法令、政府・議会のウェブサイト、米国通商代表部（USTR）の調査報告書等を基に筆者作成。

こうした各国のDST導入の動きに対して、米国は一貫して反対の姿勢を示してきた。すなわち、米国通商代表部（United States Trade Representative: USTR）は、2019年7月にフランスのDSTに対して1974年通商法第301条に基づく調査⁽¹⁴⁷⁾（以下「301条調査」）を開始し、同年12月に同国のDSTを米国の大手デジタル企業に対する差別的な措置であり、一般的な国際課税ルールに反すると結論付けた報告書を公表した⁽¹⁴⁸⁾。USTRは、英国、イタリア、スペイン、オーストリア、トルコ及びインドのDSTについても301条調査を実施し、2021年1月に同様の結論を示した⁽¹⁴⁹⁾。USTRはこれらの国からの一部の輸入品に25%の追加関税を課すこと等を提案・決定したが、2国間及び多国間の交渉時間を確保すること等を理由に、その発動は見送られてきた⁽¹⁵⁰⁾。その後、2021年10月最終合意を受けて、米国と欧州5か国（英国、フランス、イタリア、スペイン及びオーストリア）は、①第1の柱（利益A）の制度実施まで

⁽¹⁴⁷⁾ 1974年通商法第301条～第310条（19 U.S.C. §§ 2411-2420）は、不公正な貿易慣行からの救済措置と題されるもので、しばしば「第301条」とまとめて呼称される。この規定は、ある国が米国との貿易協定に違反したり、不公正、不合理、差別的な行動で米国の通商に負担をかける行為に加担したりする場合に、当該国に対して貿易上の制裁措置を課す責務及び権限をUSTRに与えるものである。Schwarzenberg, *op.cit.*⁽¹⁴²⁾, p.1.

⁽¹⁴⁸⁾ 報告書については、“Section 301 – Digital Services Taxes.” Office of the United States Trade Representative website <<https://ustr.gov/issue-areas/enforcement/section-301-investigations/section-301-digital-services-taxes>> を参照。

⁽¹⁴⁹⁾ 当初は、EU、ブラジル、インドネシア、チェコも調査対象に含まれていたが、DSTの導入又は課税が開始されていないことを理由に、調査の終了が決定された。

⁽¹⁵⁰⁾ Schwarzenberg, *op.cit.*⁽¹⁴²⁾, pp.1-2; 磯部真一「米国、デジタル課税めぐり欧州5か国と合意、USTRは発動停止中の追加関税措置の終了発表」『ビジネス短信』2021.10.22. JETROウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/10/e8addcebe95f4f4.html>>

DST の撤廃を不要とする一方で、当該制度実施までの移行期間における DST の税額を利益 A の税額と実質的に同水準にとどめる枠組みを導入すること⁽¹⁵¹⁾、②米国は追加関税の措置を取り止めることに合意した⁽¹⁵²⁾。米国は、トルコ及びインドとも同様の合意に達した。他方で、カナダの DST に対しては、米国は提案の撤回を要求しており、仮にカナダが DST を導入すれば、USTR はあらゆる政策手段を検討するとしている⁽¹⁵³⁾。

4 デジタルサービス税をめぐる議論

DST をめぐっては、①法人税収の補完を目的としながら、形式上は売上税の形式を採るため、その性格が不明瞭であること、② DST と法人税の間又は各国の DST の間で二重課税が発生しても調整がなされないこと、③所得ではなく売上高を課税ベースとすることから、税の累積が生じること、等の問題点が指摘されている⁽¹⁵⁴⁾。他方で、デジタルプラットフォームでは、市場国でユーザーのデータ提供に起因する地域特有のレント (Location Specific Rent: LSR)⁽¹⁵⁵⁾が生じており、DST は市場国による LSR への課税を可能にする税であるとして、その正当性を擁護する見解がある⁽¹⁵⁶⁾。もっとも、この見解に対しては、① LSR の典型例である天然資源のレントは特定の場所で創出される純粋なレントであるのに対し、デジタルプラットフォームのレントは集積されたデータ (ビッグデータ) と AI 等の技術とのシナジー効果で発生するものであり、ユーザーのデータ提供に起因するレントはその一部でしかなく、天然資源のレントとの安易な比較によって DST を正当化することはできない、② DST を所得課税の枠組みで説明できない限り、正当性の説明として十分とは言えない、等の批判が見られる⁽¹⁵⁷⁾。

おわりに

国際課税ルールを経済のデジタル化に対応させるために見直す取組は、2021年10月8日、IF参加国のうち136か国・地域が2つの柱から成る解決策について最終的な政治的合意に達

⁽¹⁵¹⁾ 具体的には、2022年1月から第1の柱の制度実施までの間(①)に課されたDST等の税額が、第1の柱の導入初年度に課される税額に調整を加えた額(①の期間が2年であれば2倍)を上回る場合には、当該超過額を第1の柱の税額から控除可能とする仕組みである(控除しきれない分は繰越可能)。財務省 前掲注(11), p.13.

⁽¹⁵²⁾ “Joint Statement from the United States, Austria, France, Italy, Spain, and the United Kingdom, Regarding a Compromise on a Transitional Approach to Existing Unilateral Measures During the Interim Period Before Pillar 1 is in Effect,” 2021.10.21. U.S. Department of the Treasury website <<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0419>>

⁽¹⁵³⁾ “USTR Opposes Canada’s Digital Services Tax Act Proposal,” 2022.2.22. Office of the United States Trade Representative website <<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2022/february/ustr-opposes-canadas-digital-services-tax-act-proposal>>

⁽¹⁵⁴⁾ 渡辺徹也「デジタル課税」『租税研究』857号, 2021.3, p.203; 土居丈朗「「デジタル課税」が巨大ネット企業を襲う日—各国がアマゾンやグーグルに翻弄されている—」『東洋経済オンライン』2018.4.2. <<https://toyokeizai.net/articles/-/214789>>

⁽¹⁵⁵⁾ レントは超過利潤と同義であり(前掲注(52)を参照)、その種類には、①高リスクの投資、企業の技術力やブランド等の経営資源による「企業特有のレント」と②天然資源や市場アクセス等の立地特性による「地域特有のレント」がある。

⁽¹⁵⁶⁾ Wei Cui, “The Digital Services Tax: A Conceptual Defense,” *Tax Law Review*, 73(1), 2019.4.22, pp.69-111. 同論文を紹介した邦語論文として、例えば、渡辺徹也「デジタルサービス税の理論的根拠と課題—Location-Specific Rentに関する考察を中心に—」『フィナンシャル・レビュー』143号, 2020.6, pp.219-235等がある。

⁽¹⁵⁷⁾ 渡辺智之「経済のデジタル化とBEPSプロジェクト」2020.2, pp.35-36. 日本機械輸出組合ウェブサイト <https://www.jmcti.org/trade/bull/zeimu/book/keizai_digital_BEPSproject.pdf>; 瀧圭吾「デジタル・サービス税 (Digital Services Tax) をめぐる動向」『RIETI Discussion Paper Series』21-J-038, 2021.8, p.22. <<https://www.rieti.go.jp/publications/dp/21j038.pdf>>

するという歴史的な成果に結実した。一時は合意形成が難航しながらも最終合意に至った背景には、新型コロナウイルス感染症への対応で各国の政府支出が拡大する中で、税財源の確保が世界共通の課題になったことや、新自由主義や多国籍企業の利益追求主義に対する懐疑が芽生えたこと等が指摘されている⁽¹⁵⁸⁾。第1の柱（利益A）については、多国間条約の策定に遅れが生じ、実施時期が1年遅れる見通しとなったほか、各国の多国間条約の批准やDSTの撤廃に先行きの不透明感を指摘する声があり、2021年10月最終合意の内容が円滑に実施に移されるか、今後の動向が注目される⁽¹⁵⁹⁾。

我が国政府は、令和5年度税制改正以降に国際合意に対応した国内法改正を予定している。第2の柱のGloBEルールに対応した国内法改正をめぐっては、既存のCFC税制との関係整理やその簡素化を求める声があり、法改正に向けて今後の議論の深化が期待される。

(さとう りょう)

⁽¹⁵⁸⁾ 森信茂樹「デジタル課税と最低法人税率を巡る G20 合意の「歴史的意義」を考える—連載コラム「税の交差点」第 88 回—」2021.7.13. 東京財団政策研究所ウェブサイト <<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3782>>; 「デジタル課税も導入へ 大企業に富偏在 是正目指す GAFA など念頭に」『日本経済新聞』2021.10.9.

⁽¹⁵⁹⁾ 経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しに対する国連の対応として、国連モデル租税条約に自動的デジタルサービス所得に対する源泉地国での源泉徴収課税を認める規定（同条約第 12 条 B）を追加する動きがあり、その動向も注目される。詳細については、本田光宏「新興国・途上国の動き」『ジュリスト』1567 号、2022.2, pp.43-44 が詳しい。